第４章　　災害応急対策計画

市及び防災関係機関は、地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の防ぎょ、又は災害の拡大を防止するための災害応急対策を迅速かつ効率的に実施するため、法令や防災計画並びに当該関係機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期すものとする。

この場合において、市及びそれぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動を連携して行うものとする。

第１節　動員計画　【各部】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策に対処する人員を確保するため、次により職員、消防団員及び他の防災機関による要員を動員し配備する。

なお、消防本部及び郡山消防署にあっては、郡山地方広域消防組合警防規程によるものとする。

１　配備体制

災害の発生が予測されるとき、又は災害が発生した場合における防災活動を実施するための体制は、注意体制、警戒体制、非常体制（第１・２次非常配備）とし、その基準はおおむね次のとおりとする。

なお、１日三交代を基本とし、職員配備に際しローテーション等に配慮する。

種別	配　　備　　時　　期	配　　備　　内　　容
注意体制	1　各注意報の1以上が発表され、なお、警報の発表が予想されるとき。 (1)　風雪注意報 (2)　強風注意報 (3)　大雨注意報 (4)　洪水注意報 (5)　大雪注意報 2　その他、特に総務部長が必要と認めたとき。	事態に対処するため災害防除の措置を強化し、援助、その他被害拡大を防止するため必要な準備を開始するほか、状況の把握、連絡活動を主とする体制とする。
タスクフォース	1　各号のいずれかを満たし、防災危機管理課長が総務部長、建設交通部長と協議のうえ必要に応じ招集する。 (1)　局地的大雨等により災害発生のおそれがあるとき。 (2)　今後、警報級へ移行する可能性が高いなど、特に必要があると認められるとき。	近年の局地的に短期間での非常に激しい降雨による、建物被害や道路冠水等の内水被害の突発的な発生に対し、初動体制において、情報収集や専門的知見を有する関係機関と連携し、応急措置により被害軽減を図るため設置。待機職員に対し迅速に必要な指示を行う。（防災危機管理班、保健所班、農地班、道路維持班、河川班、下水道保全班）
警戒体制	1　次の各警報の1以上が発表され、被害が予想される場合において、本部長が、当該配備を指令したとき。 (1)　暴風警報 (2)　暴風雪警報 (3)　大雨警報 (4)　洪水警報 (5)　大雪警報 (6)　噴火警報 2　その他、特に総務部長が、必要と認めたとき。	注意体制を強化するとともに、局地的災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。 情報を収集し、本部設置についての状況を市長に報告する。

（第一次非常配備） 非常体制	1　相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したとき。 2　警戒体制をさらに強化するとき。	郡山市災害対策本部を設置する。 関係行政機関、公共機関、自主防災組織、団体等との相互連携を密接にし、必要な協力、援助を要請する。
（第二非常配備） 非常体制	1　市内数カ所又は市内全域にわたり、激甚な被害が発生したとき。 2　特別警報が発表されたとき。	災害対策本部の全員及び協力機関等をもって、災害応急対策活動ができる体制とし、県及び自衛隊等の応援出動を要請する。
備考：災害の規模又は特性に応じ、上記一般基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。		

2　活動要領

（1）　注意体制（本部設置前）

注意体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

① 防災危機管理班長は、市域に気象注意報が発せられ、これらによる異常自然現象による災害、その他の災害の発生又は発生のおそれがあるとき、県及び関係機関と連絡を取り、気象、その他災害に関する情報を収集し、市長に報告するとともに、関係部長に連絡し、必要人員を配置する。

② 河川班長は、雨量、水位、流量等に関する情報を関係先から収集する。

③ 市長は必要に応じ、関係部長を招集し、相互に情報を交換して客観的な情勢を判断し、当該情勢に対応する措置を検討する。

④ 注意体制につく職員は、防災危機管理課又は所定の場所に待機する。

⑤ 注意体制下の班長は、防災危機管理班長、道路維持班長、河川班長、下水道保全班長、農地班長及び保健所班長からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行う。

⑥ 注意体制につく職員の人数は、注意体制配置編成計画表により配置し、指揮は総務部長が執る。ただし、タスクフォース体制においては、防災危機管理班長が指揮を執るものとする。

（2）　警戒体制（本部設置前）

市域にわたり気象警報が発せられ、大規模な災害発生のおそれがあるとき、又は切迫したとき、関係部・班は、必要な人員をもって情報収集、連絡活動を強化し、現場警戒を行い、必要に応じ市民への広報、災害応急措置を実施するとともに、実態の推移により直ちに非常体制に移行できる体制とする。

総務部長は情報を収集し、本部設置についての状況を市長に報告する。

指揮は、総務部長が執る。

（3）　非常体制（本部設置後）

① 第１次非常配備

本部設置時に、あらかじめ定める非常活動に必要な人員をもって、災害応急対策を実施する。

ア　第１次非常配備は、本部の設置とともに活動を開始するものである。

本部設置場所は、本部長が指定する第２章第２節３「本部設置場所」に記載のある場所に開設する。

イ　各部の長は、情報の収集及び伝達の体制を強化する。

ウ　事務局長は、関係各部長と相互の連絡を密にし、客観情勢を判断するとともに、応急措置について必要に応じて、本部長に報告する。

エ　事務局長は、必要があると認めるときは、報道機関の協力を求め、災害に関する情報の周知を図る。

オ　各部の長は、次の措置をとり、随時その状況を、本部長に報告する。

（ア）　状況を、関係各班の職員に徹底させ、必要な人員を配置する。

（イ）　装備、物資、機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災地へ配置する。

（ウ）　関係各班及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を整える。

カ　本部長は必要に応じ、災害対策本部会議を招集する。

②　第２次非常配備

災害の状況に対応し、市の総力をあげて、災害応急対策を実施する体制とする。

非常体制が指令された後及び被害が発生した後、各部の長は注意体制配置編成、警戒体制配置編成、又は非常体制配置編成の基準に基づき、直ちに所属職員の招集、配備を行い、災害対策活動に全力を集中し、その活動状況を随時本部長に報告する。

特に、特別警報が発表された場合は、市内において甚大な被害の発生が予想されることから、市民の生命を守ることに注力する。

［1］　注意体制配備編成計画表

所　属	配　　備（人数）	所　　管　　事　　務
総　務　部 建設交通部 上下水道部	防災危機管理班　4 河川班　　4 道路維持班　　4 下水道保全班　　4	1　情報の収集及び伝達に関すること。 2　各部との連絡調整に関すること。 3　事務局、本部設置の準備に関すること。 4　被害状況に関すること。 5　応急対策に関すること。
生活環境部 保健福祉部 農　林　部 税　務　部 市　民　部 上下水道部	環境政策班　　2 保健福祉総務班　2 農業政策班　　2 市民税班　　2 市民・NPO活動推進班　2 上下水道総務班　2	1　情報の収集に関すること。 2　被害状況に関すること。 3　応急対策に関すること。
行　政 センター	行政センター班　2	1　情報の収集及び伝達に関すること。 2　被害状況の収集に関すること。 3　応急対策に関すること。 4　地区本部設置の準備に関すること。
消防本部 及　び 郡山消防署	郡山地方広域消防組合警防規程による。	1　情報の収集及び伝達に関すること。 2　被害状況の収集に関すること。 3　応急対策に関すること。

(注)　各部長及び行政センター所長は、災害の状況等により、配備人員を必要に応じて増減することができる。

［１］　注意体制（タスクフォース）配備編成計画表

所　属	配　　備（人数）	所　　管　　事　　務
総　務　部	防災危機管理班　２	１　情報の収集及び伝達に関すること。
保健福祉部	保健所班　　２	２　各部との連絡調整に関すること。
農　林　部	農地班　　２	３　被害状況に関すること。
建設交通部	道路維持班　　２	４　応急対策に関すること。
	河川班　　２	５　衛生対策に関すること。
上下水道部	下水道保全班　　２	６　災害対策本部及び事務局の準備に関すること。
	※必要に応じて関係各課に対して、動員配備を行う。	

（注）　各配備責任者は各課長又は課長補佐とし各配備班には係長職にある者を含め２名程度とする。

［２］警戒体制配備編成計画表

所　　属	配　備（人数）		所　　管　　事　　務
総　　務　　部	総務法務班	4	分掌事務に関すること。
	秘書班	2	
	人事班	3	
	職員厚生班	2	
	防災危機管理班	全員	
	行政マネジメント班	2	
政　策　開　発　部	政策開発班	3	
	ｿｰｼｬﾙﾒﾃﾞｨｱ推進班	2	
	広聴広報班	3	
	雇用政策班	2	
財　　務　　部	財政班	3	
	公有資産ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ班	2	
	契約班	2	
	技術検査班	2	
税　　務　　部	市民税班	3	
	資産税班	2	
	収納班	2	
市　　民　　部	市民・ＮＰＯ活動推進班	3	
	男女共同参画班	2	
	国民健康保険班	2	
	国保税収納班	2	
	市民班	2	
	セーフコミュニティ班	2	
文化スポーツ部	文化振興班	3	
	スポーツ振興班	2	
	国際政策班	2	
生　活　環　境　部	環境政策班	3	
	３Ｒ推進班	2	
	原子力災害総合対策班	2	
	環境保全センター班	2	

所　　属	配　備（人数）		所　　管　　事　　務
保健福祉部	保健福祉総務班	4	分掌事務に関すること。
	生活支援班	2	
	障がい福祉班	2	
	健康長寿班	2	
	地域包括ケア推進班	2	
	介護保険班	2	
	保健所班	2	
こども部	こども未来班	3	
	こども支援班	2	
	こども育成班	2	
農林部	農業政策班	3	
	園芸畜産振興班	2	
	農地班	2	
	林業振興班	2	
	総合地方卸売市場管理事務所班	2	
産業観光部	産業政策班	3	
	観光班	2	
	産業創出班	2	
建設交通部	道路建設班	3	
	道路維持班	全員	
	総合交通政策班	2	
	河川班	全員	
	建築班	2	
	住宅政策班	2	
都市整備部	都市政策班	3	
	区画整理班	2	
	公園緑地班	2	
	開発建築指導班	2	
議会部	総務議事班	2	

所　　属	配　備（人数）		所　　管　　事　　務
教育総務部	教育総務班	3	分掌事務に関すること。
	生涯学習班	2	
	中央公民館班	2	
	中央図書館班	2	
	美術館班	2	
学校教育部	学校管理班	3	
	学校教育推進班	2	
	教育研修センター班	2	
	総合教育支援センター班	2	
上下水道部	上下水道総務班	3	
	経営管理班	2	
	お客様サービス班	2	
	水道施設班	2	
	浄水班	2	
	下水道整備班	2	
	下水道保全班	全員	
会計管理部	会計班	3	
行政センター	行政センター班	5	
消防本部及び郡山消防署	郡山地方広域消防組合警防規程による。		
（注）　各部長及び各行政センター所長は、災害の状況により、会計年度任用職員の配備を含め、配備人数を必要に応じて増減することができる。			

〔３〕非常体制配備編成計画表

部	班　　名	第一次非常配備	第二次非常配備
総　務　部	総務法務班	半　数	全　員
	秘書班	半　数	全　員
	人事班	半　数	全　員
	職員厚生班	半　数	全　員
	防災危機管理班	全　員	全　員
	行政マネジメント班	半　数	全　員
政策開発部	政策開発班	半　数	全　員
	ｿｰｼｬﾙﾒﾃﾞｨｱ推進班	半　数	全　員
	広聴広報班	半　数	全　員
	雇用政策班	半　数	全　員
財　務　部	財政班	半　数	全　員
	公有資産ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ班	半　数	全　員
	契約班	半　数	全　員
	技術検査班	半　数	全　員
税　務　部	市民税班	半　数	全　員
	資産税班	半　数	全　員
	収納班	半　数	全　員
市　民　部	市民・ＮＰＯ活動推進班	半　数	全　員
	男女共同参画班	半　数	全　員
	国民健康保険班	半　数	全　員
	国保税収納班	半　数	全　員
	市民班	半　数	全　員
	セーフコミュニティ班	半　数	全　員
文化スポーツ部	文化振興班	半　数	全　員
	スポーツ振興班	半　数	全　員
	国際政策班	半　数	全　員
生活環境部	環境政策班	半　数	全　員
	３Ｒ推進班	半　数	全　員
	原子力災害総合対策班	半　数	全　員
	環境保全センター班	半　数	全　員

部	班　　名	第一次非常配備	第二次非常配備
保健福祉部	保健福祉総務班	半　数	全　員
	生活支援班	半　数	全　員
	障がい福祉班	半　数	全　員
	健康長寿班	半　数	全　員
	地域包括ケア推進班	半　数	全　員
	介護保険班	半　数	全　員
	保健所班	半　数	全　員
こども部	こども未来班	半　数	全　員
	こども支援班	半　数	全　員
	こども育成班	半　数	全　員
農林部	農業政策班	半　数	全　員
	園芸畜産振興班	半　数	全　員
	農地班	半　数	全　員
	林業振興班	半　数	全　員
	総合地方卸売市場管理事務所班	半　数	全　員
産業観光部	産業政策班	半　数	全　員
	観光班	半　数	全　員
	産業創出班	半　数	全　員
建設交通部	道路建設班	半　数	全　員
	道路維持班	全　員	全　員
	総合交通政策班	半　数	全　員
	河川班	全　員	全　員
	建築班	半　数	全　員
	住宅政策班	半　数	全　員
都市整備部	都市政策班	半　数	全　員
	区画整理班	半　数	全　員
	公園緑地班	半　数	全　員
	開発建築指導班	半　数	全　員
議会部	総務議事班	半　数	全　員
教育総務部	教育総務班	半　数	全　員
	生涯学習班	半　数	全　員
	中央公民館班	半　数	全　員
	中央図書館班	半　数	全　員
	美術館班	半　数	全　員

部	班　　名	第一次非常配備	第二次非常配備
学校教育部	学校管理班	半　　数	全　　員
	学校教育推進班	半　　数	全　　員
	教育研修センター班	半　　数	全　　員
	総合教育支援センター班	半　　数	全　　員
上下水道部	上下水道総務班	全　　員	全　　員
	経営管理班	半　　数	全　　員
	お客様サービス班	半　　数	全　　員
	水道施設班	半　　数	全　　員
	浄水班	半　　数	全　　員
	下水道整備班	半　　数	全　　員
	下水道保全班	全　　員	全　　員
会計管理部	会計班	半　　数	全　　員
選挙管理委員会部	選挙管理委員会班	半　　数	全　　員
監査委員事務局部	監査委員事務局班	半　　数	全　　員
農業委員会部	農業委員会班	半　　数	全　　員
行政センター	行政センター班	半　　数	全　　員
消防本部及び郡山消防署	郡山地方広域消防組合警防規程による。		

※　班長は、班の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当の班員を定め、名簿、体制を整理しておくものとする。

また、災害の状況により、会計年度任用職員の配備を含め、配置人数を必要に応じて増減することができる。

3　職員の動員配備

（1）　勤務時間内の動員配備

①　各部の長は、配備の指示を受けた時は、直ちにそれぞれの配備体制の区分編成に従い、班員を招集し、防災活動を実施する。

②　配備についた班員は、上司の命に従い、防災活動を実施する。

（2）　勤務時間外の動員配備

①　各部の長は、伝達責任者及び伝達副責任者を定め、災害に対処する。

②　伝達責任者、伝達副責任者及び班員は、常に伝達先を把握しておく。

③　各部の長は、本部長から動員に関し、命令されたときは、迅速、かつ明確に伝達責任者に伝達する。伝達責任者が不在の際は、伝達副責任者に伝達する。

④　職員は、気象状況から、明らかに災害の発生が予想される時及び災害発生の報道に接し、職員の動員配備が予想されるときは、自ら上司と連絡をとって、上司の指示に従う。また、自らの判断で所定の場所に参集する。

⑤　夜間における宿直警備員は、非常配備に該当する警報等を受けた時は直ちに防災危機管理班長にその旨を報告し、指示を受ける。

4　災害時における職員の服務心得

（1）　職員の自覚

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員は常に全体の奉仕者であるという自覚のもと、最善を尽くす。

（2）　動員及び参集の義務

職員は、上司の指示に従って、防災並びに救助及び応急復旧活動に従事する。勤務時間外においても、万難を排して、可能な方法により、直ちに参集し配備につく。なお、遠隔地にいる等特別な事情により参集が困難な場合には、その旨を所属長に連絡し、併せて連絡先についても伝達すること。

（3）　服務の厳正

災害時は、特に果断即決をもって最善を要求されるため、服務の厳正を期す。

（4）　担当業務の的確な履行

災害時における各部署の担当業務は、的確、かつ責任をもって実施するとともに、必要に応じて各業務間の分担を弾力的に処理し、また各関係機関と密接に連絡協調し、問題の解決に当たる。

（5）　被災者に対する応接には、迅速、かつ懇切に接するよう心掛ける。

5　消防団員の動員

（1）　動員命令は、本部長が消防団長に対し行うものとし、消防団長が全地区隊に対し、次により命令する。

①　動員を要する地区隊、分団名

②　動員の規模

③　応急復旧活動内容及び場所

④　装具等
⑤　集合時間及び場所
⑥　その他必要と認める事項

（２）　動員の規模、能力については、第４章第５節「消防計画」による。

6　他の防災機関による資機材及び要員の確保

災害の規模等により、災害対策本部の資機材及び人員のみで対処できない場合、又は特殊作業のため労力、機械等が必要な場合は、次により措置する。

（１）　車両、作業機械等の確保に係わる協力要請

災害時相互応援協定締結業者のほか、市の登録業者に依頼する。

（２）　相互応援協定の活用

災害発生時には、本市だけで災害対策を実施することが困難になる状況も想定されることから、締結している相互応援協定を活用し、他自治体と連携して対応する。

①　須賀川市、白河市（昭和43年７月30日締結）

火災、その他の災害が発生した場合、消防力を相互に活用する。

②　会津若松市（平成２年６月25日締結）

火災、水害、その他の非常事態、又は猪苗代湖における水難が発生した場合、消防力を相互に活用する。

③　郡山地方広域消防組合管内市町（平成17年６月16日締結）

火災、水害、震災、その他の災害が発生した場合、相互に消防力の活用並びに医療資材、車両、食料、飲料水、生活必需品、救助救護物資の提供及び必要職員の派遣等を行う。

④　宇都宮市・奈良市（平成８年９月25日・26日締結）

大規模な災害が発生した場合、医療資材、車両、食料、飲料水、生活必需品、救助救護物資の提供及び必要職員の派遣等を行う。

⑤　郡山市内郵便局等（平成９年８月26日締結）

大規模な災害が発生した場合、それぞれが実施する災害応急対策に関し相互に協力しあう。

⑥　中核市（平成９年12月22日締結）

全国の中核市の市域において災害が発生し、被害を受けた市が独自では十分な応急措置ができない場合、被害を受けてない市が友愛的精神に基づき相互に応援協力し、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する。

⑦　磐越道都市交流会議加盟市町村（平成10年５月21日締結）

磐越自動車道沿線都市交流会議の加盟市町村の区域内に災害が発生し、当該市町村で十分な救援等の応急措置ができない場合に、加盟市町村が相互応援を行う。

⑧　本宮市・大玉村（平成19年７月３日締結）

火災、水害、震災、その他の災害が発生した場合、相互に消防力の活用並びに医療資材、車両、食料、飲料水、生活必需品、救助救護物資の提供及び必要職員の派遣等を行う。

⑨　鳥取市（平成21年５月22日締結）

大規模な災害が発生し、被災市において十分な応急措置が実施できない場合、被害を受けていない市が友愛精神に基づき、被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行する。

⑩　郡山地方広域消防組合の相互応援協定

ア　須賀川地方広域消防組合・白河地方広域市町村圏整備組合・双葉地方広域市町村圏組合・安達地方広域行政組合（昭和 48 年 12 月 1 日締結）
火災、救急事故、その他の災害に消防部隊の応援出動を行う。

イ　会津若松地方広域市町村圏整備組合（昭和 49 年 1 月 1 日締結）
火災、救急事故、その他の災害に消防部隊の応援出動を行う。

ウ　いわき市（昭和 49 年 8 月 6 日締結）
火災、救急事故、その他の災害に消防部隊の応援出動を行う。

エ　福島県広域消防相互応援協定（平成9年12月26日締結）
大規模又は特殊な災害に消防部隊の応援出動を行う。

（3）　（こおりやま広域）連携中枢都市圏形成に係る連携協約

（平成31年１月23日※二本松市は令和元年10月18日）

①　圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組として、災害対策・住民の安全安心の確保を図る。

②　大規模災害時等における市町村域を超えた広域避難や被災市町村への災害派遣等の相互応援体制の確保など職員や自主防災組織等の相互交流等による防災体制の充実に取り組む。

（4）　生活必需物資の協力要請

災害時相互応援協定締結業者に依頼する。

（5）　緊急車両の燃料確保に関する協力要請

災害時相互応援協定締結業者に依頼する。

（6）　防災関係機関への応援要請

①　応援の要請等

本部長は、災害応急対策、又は災害復旧のため必要があるときは次の要請等を行う。

ア　知事（県危機管理総室）等に対する応援若しくは応急対策の実施の要請等（災害対策基本法第68条）

イ　他の市町村長等に対する応援の要請等（災害対策基本法第67条）

ウ　県内の他の消防機関に対する応援要請（消防組織法第39条）

エ　知事に対し緊急消防援助隊の応援要請（消防組織法第45条）

②　職員の派遣要請

本部長は、災害応急対策、又は災害復旧のため必要があるときは次の要請等を行う。

ア　国（指定行政機関の長）に対し職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

イ　県（県危機管理総室）に対し職員の派遣要請（地方自治法第 252条の17）

ウ　他市町村長に職員の派遣要請（地方自治法第 252条の17）

エ　県に対し国、県及び他市町村職員の派遣の斡旋（災害対策基本法第30条）

③　被災市区町村応援職員確保システム

ア　職員の要請に当たっては、県（危機管理総室）に対し、災害対応業務を支援する

ための応援職員の派遣の必要性、派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、総括支援チーム派遣の必要性のほか、応援職員の派遣に関して必要な情報を提供する。

イ　応援対象業務は、災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及びり災証明書の交付のほか、本システム以外の仕組み等において対象としていない業務を支援する。

ウ　応援職員の派遣形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とする。

エ　上記ア～エの応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とする。ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図る。

（ア）最初に、被災ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第１段階支援）という。」とし、第１段階支援だけでは本市において完結して災害対応業務が実施できない場合には、第１段階支援を補完するための全国の地方公共団体が応援職員を派遣する（以下「第２段階支援」という）。

（イ）第１段階支援においては、被災市毎に都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てる「対口支援方式」により応援職員が派遣される。

（ウ）第１段階支援及び第２段階支援においては、福島県及び県内市町村が一体的に応援職員を派遣する。

オ　応援職員は、被災地の負担とならないよう、自己完結型で活動するように努める。また、災害の状況、活動期間等に応じ、当座の食料、被服、事務用品等を携行するよう努める。本市は、必要に応じ応援職員の活動に必要な物品等を供与するよう努める。

（７）　自衛隊に対する災害派遣要請

災害に際して、自衛隊の救援を必要とするときは、第４章第21節、「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところにより、派遣を要請する。

（８）　ボランティア等に対する協力要請

災害に際して、ボランティア等の協力を必要とするときは、第６章第５節第13「災害ボランティア対策」に定めるところにより、協力を要請する。

（９）　応急対策の活動基準

市内に災害が発生、又は発生のおそれがある時、応急対策を効率的、効果的にするため、第６章第５節第１「発生直後の活動基準」に定めるところにより、各主体は共通の認識を持って対策にあたる。

(10)　防災関係機関に対する駐車スペースの確保

市は、大規模災害等発生時に、災害復旧に携わる事業者等に対し、優先的に市が所有する施設の大規模駐車場を貸し出すことにより、被災地の迅速な復旧に協力する。

①　対象事業者

警察署、消防署及び自衛隊等の公共機関のほか、電気、ガス、通信等ライフライン関係事業者等

②　貸出し対象となる施設

ア　郡山市東山霊園（郡山市田村町小川字ヤシウリ５）
イ　郡山カルチャーパーク（郡山市安積町成田字東丸山６１）
ウ　郡山ユラックス熱海（郡山市熱海町熱海二丁目１４８－２）

③　使用に当たっての注意点

ア　対象事業者は、災害等発生時において、市災害対策本部に対し施設駐車場使用を依頼する。
イ　事業者からの依頼を受け、災害対策本部事務局、施設主管課及び管理者（指定管理者を含む。）において使用の可否、貸し出し条件等を協議し、事業者に回答する。
ウ　施設の使用に当たっては、当該施設の被害状況や他利用者等を勘案し、使用できる範囲や通行可能時間等の一切について、施設管理者の指示に従う。
エ　対象事業者、対象施設等については、災害の規模等に応じ適宜見直すこととする。

第２節　災害気象予警報伝達計画　【総務部】

気象業務法に基づく気象等の予警報は、福島地方気象台から発表される。

１　注意報及び警報

注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報、警報に切り替えられる。

（１）　注意報

風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、洪水注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、着氷・着雪注意報、霜注意報、低温注意報、融雪注意報

（２）　警報

暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、噴火警報

（３）　特別警報

大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、火山噴火特別警報、地震特別警報

特別警報が発表された場合は、ただちに市民に伝達するとともに、原則として避難指示（緊急）を発表し、あらゆる手段を用いて、命を守る行動をとるよう呼びかける。

２　緊急地震速報（警報）

地震波が２点以上の地震観測点で観測され、最大震度５弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れ（震度４以上）が予想される地域に対して発表する。

このうち、震度６弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。

３　水防活動用の注意報及び警報

（１）	水防活動用気象注意報	大雨注意報・洪水注意報
（２）	水防活動用気象警報	暴風警報・大雨警報・洪水警報
（３）	阿武隈川上流洪水予報	福島河川国道事務所、福島地方気象台の共同発表
（４）	水防警報	国土交通大臣及び福島県知事が観測所の水位により水防活動の種類内容を発令

４　その他の情報等

（１）　全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

（２）　地震情報

市は地震情報を受信したときは、直ちに市民等に伝達するとともに、避難勧告等の必要な措置を行う。

①　福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

ア　福島県内で震度１以上の揺れを観測したとき。

イ　福島県に津波警報等を発表したとき。

ウ　その他、地域住民に周知させることが適切と思われるとき（群発地震等）。

エ　特に発表が必要と認めた場合

②　その他

福島地方気象台は、福島県に津波警報等が発表されたときや福島県内で震度４以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう津波警報等の発表状況や地震の概要を地震解説資料として発表する。

（３）　火災気象通報

消防法第22条に基づく気象状況の通報であり、その基準は気象注意報及び次の基準による。

①　空気が乾燥しており、風もあるので火の元に注意して下さい。

〈基準〉

○　実効湿度　　60％以下　　○　最小湿度　　40％以下

○　平均風速　　８ｍ

②　風が強いですから火の元に注意して下さい。

〈基準〉

平均風速が12m以上の風が、１時間以上連続して吹く見込みのあるとき。

（降雨雪中は、通報しないことがある）

（４）　土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、市町村ごとに発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で確認することができる。

（５）　記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、福島県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

（６）　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発

生しやすい気象状況になっているときに、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度２が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

（７）　噴火速報

火山が初めて噴火した場合、または、継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表する。

①　噴火

噴火の事実が観測された場合

②　噴火したもよう

視界不良により望遠カメラでの確認ができない場合でも地震計や空震計のデータで噴火の事実が推定できる場合

5　緊急情報の伝達

緊急地震速報、噴火警報、噴火速報、特別警報等の対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）により国民に瞬時に伝達される。本市においては、J-ALERTが受信した情報が郡山市防災情報伝達システムと連携し、各情報伝達手段に配信し、市民に瞬時に伝達される。

6　気象情報の収集

災害発生が予想され、又は発生した場合は、必要に応じ福島地方気象台等から専門的な知見に基づく助言を得る。

7　注意報、警報等の通知及び周知

注意報、警報等の関係機関団体及び一般住民への通知並びに周知は、ウェブサイト、メール、ＳＮＳ、郡山コミュニティ放送等の多様なメディア（全国瞬時警報システムと連携）により行う。

第３節　通信情報計画　【総務部】

災害情報及び被害報告の収集要領は、次のとおりとする。

なお、災害情報（被害の状況等）の収集と伝達は被害の防止と軽減に必要不可欠であるため、あらゆる方法・手段を用いて行い、迅速、かつ的確に各部局において情報の一元化と全部局等への情報の共有化を図る。

１　被害報告の収集

（１）　被害状況の掌握

災害発生に伴う被害状況は、総務部長が集約するものとするが、各部及び各行政センター管内の状況は、各部長及び各行政センター所長が取りまとめ、総務部長に報告する。

また、各部局及び各行政センターは情報の収集、伝達を支障なく行えるよう、平常時より情報連絡体制の整備と確認を行うものとする。

（２）　被害報告の要領

①　報告の種類

ア　概況報告

被害発生直後の被害状況を報告する。

イ　中間報告

被害状況を掌握した範囲で、その都度行う報告

なお、被害が累増する見込みの時は、集計日時を明記する。

ウ　確定報告

被害状況が確定した場合に行う報告

②　県及び関係機関団体への報告

市は、災害が発生したときは、速やかに人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに福島県防災事務連絡システム等により県中地方振興局に報告するものとし、県中地方振興局に報告することができない場合には、直接、県危機管理総室へ報告を行う。

また、県へ報告ができない場合には、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。

特に、行方不明者の数については、捜査・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明者となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は法務省又は外務省）又は県に連絡するものとする。

なお、災害等により、火災の同時多発あるいは多数の死傷者の発生により、消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を直ちに電話等により総務省消防庁及び県危機管理総室に報告する。

③　報告の様式

全ての報告は、県指定の「被害状況即報、災害確定報告」の用紙を使用する。

④　災害程度の判定基準

被害程度の認定及び判定基準は、次によって行う。

○　死　　者　～　当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実な者

○　行方不明　～　当該災害が原因で所在不明となりかつ死亡の疑いのある者

○　負 傷 者　～　災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のある者

（重傷）　１ヵ月以上の治療を要する見込みの者

（軽傷）　１ヵ月未満で治療できる見込みの者

○　住　　家　～　現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

○　　棟　　～　一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。

○　世　　帯　～　生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子、夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則として、その寄宿舎全体を１世帯として取扱う。）

○　全壊(焼)　～　住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根、又は階段をいう。）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。

○　半壊(焼)　～　住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。

○　一部破損　～　全壊（焼）及び半壊（焼）にいたらない程度の住家破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

○　床上浸水　～　住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により、一時的に居住することができないものとする。

○　床下浸水　～　床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
○　非 住 家　～　住家以外の建築物をいう。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
○　公共建物　～　市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。
○　そ の 他　～　公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
○　流出埋没　～　耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となった場合及び植え付け作物が流出した場合
○　冠　　水　～　植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合。
○　り災世帯　～　全壊、全焼、又は流出した世帯
（注）り災世帯の集計で、半壊、又は半焼は２分の１世帯、床上浸水は３分の１世帯として集計する。
○　り災者　　～　人的被害を受けた者及び住家被害を受けた世帯員

２　災害情報の報告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の異常な現象、状態並びに緊急に措置しなければならない応急対策は、被害報告の要領に準じて行う。

３　夜間・休日等の被害報告の収集及び通報

（１）　被害発生が予想される場合、関係主管班は待機し、情報の掌握に努める。
（２）　突発的な災害について通報があった場合、警備員はただちに防災危機管理課長に連絡する。

災害情報・被害報告系統図

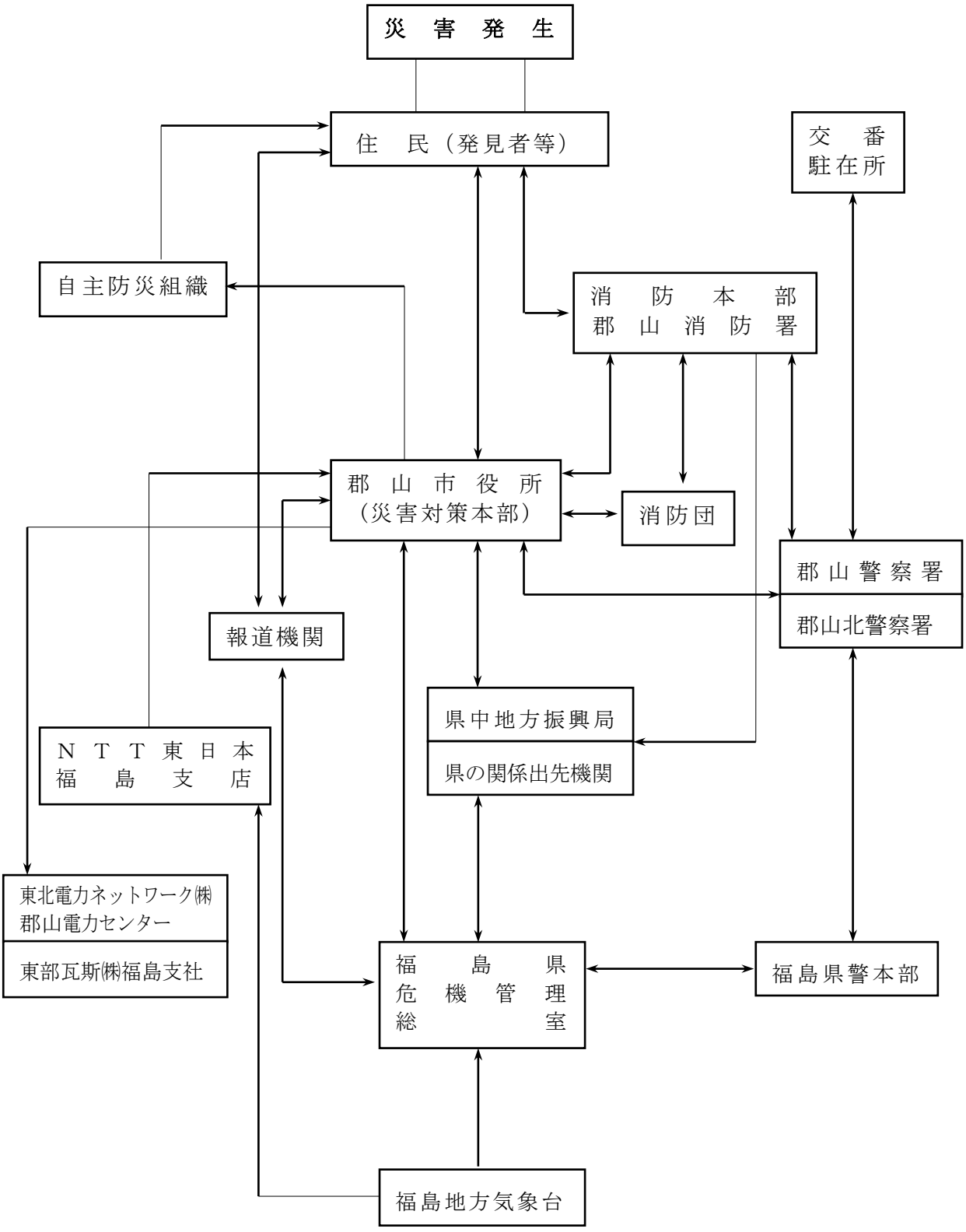

4　災害通信

（1）　通常状態の通信連絡

通常の状態における通信連絡は、電気通信設備、有線放送施設、災害時用代表電話、福島県総合情報通信ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、郡山市防災情報伝達システム、ＩＰ無線機郡山市総合行政ネットワークシステム、災害時優先携帯電話を活用し、迅速に通信連絡を行う。

（2）　有線電話（施設）の通信不能時における措置

災害時は、有線電話施設は不通となりやすいので、福島県総合情報通信ネットワークシステム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、ＩＰ無線機、郡山市総合行政ネットワークシステム及び無線施設保有機関の無線、災害時優先携帯電話等の活用及び郡山コミュニティ放送等の協力を得て、迅速に通信連絡又は非常通信を行う。

（3）　非常通信

①　人命の救助に関する通報
②　遭難者救護に関する事項
③　災害の予防又は救援のため、緊急を要する事項
④　鉄道、その他の交通施設の災害の予防、又は復旧、その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項
⑤　通信施設の災害の予防、又は復旧、その他通信の確保に関し、緊急を要する事項
⑥　電力設備の災害の予防、又は復旧、その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項
⑦　秩序の維持のため、緊急を要する事項
⑧　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他人命の安全に係わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援復旧等に関し、緊急を要する事項
⑨　水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供、その他生活基盤を維持するため、緊急を要する事項
⑩　電信電話回線の復旧のため、緊急を要する事項
⑪　その他の通報

（4）　非常通信の送信順位

上記(3)の順位による。ただし、災害発生時の状況により送信順位が不適当と認める場合にはこの限りでない。

（5）　非常通信の発信資格

非常扱い及び緊急扱い電報は、無線局の免許人が自ら業務事項について発する他、防災関係機関からの依頼により発受する。

（6）　市内の主な通信機関

災害時に利用できる通信機関は次のとおり。

①　福島県総合情報通信ネットワークシステム
②　ＩＰ無線機

③　郡山市総合行政ネットワークシステム
④　消防本部消防無線
⑤　国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所
⑥　国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所
⑦　農林水産省東北農政局地方参事官（福島県拠点）
⑧　福島県県中地方振興局
　　福島県県中建設事務所
　　福島県県中農林事務所
⑨　福島県警察郡山警察署
　　福島県警察郡山北警察署
⑩　郡山市上下水道局
⑪　東日本旅客鉄道㈱郡山駅
⑫　ＮＴＴ東日本　福島支店
⑬　日本通運㈱郡山支店
⑭　東北電力ネットワーク㈱郡山電力センター
⑮　日本放送協会福島放送局
⑯　株式会社郡山コミュニティ放送
⑰　福島交通㈱郡山支社
⑱　東部瓦斯㈱福島支社
⑲　福島さくら農業協同組合
⑳　各タクシー無線
㉑　アマチュア無線（個人の趣味で個人同士が随時無線連絡を行っているものであるが、非常の際は、連絡を依頼することができるとされているので、これが円滑に運用されるよう考慮する。）

第４節　災害広報・情報伝達計画　【総務部・政策開発部・市民部】

第１　災害広報

収集した災害情報をもとに、市民が危険からの退避や安全な場所への避難等を行うことができるよう報道機関を通じ、又は直接関係事項を周知する。

１　広報担当

（１）　災害の総合的な広報は、広聴広報班が担当する。

（２）　各部は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に提出する。

（３）　広聴広報班は、広報写真の取材並びに状況の把握等、災害現地の情報収集に努める。

２　広報の方法

災害時においては、次の広報手段を効果的に組み合わせて広報を行う。とりわけ、郡山市防災情報伝達システム、ふれあいネットワーク、市ウェブサイト、緊急速報メール（エリアメール）、電話応答、広報車等複数の広報手段により同時に発信して、情報の受け取り漏れをなくすよう努める。

（１）　報道機関

災害関係予報、警報をはじめ、対策活動や被害状況等、重要事項を新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に発表し、迅速的確な報道について協力を求める。

災害、避難情報等の緊急性の高い情報は、郡山コミュニティ放送の協力に基づき速やかに放送する。

なお、新聞においてはイラスト等をによる救済手続きなどの総括的な広報、テレビにおいては視覚、聴覚、郡山コミュニティ放送においては、地域によるセグメンテーションなど、各媒体が得意とするメリットを活かした報道に努める。

（２）　ふれあいネットワーク

災害情報を一斉ファックス及びメールにより、町内会長に知らせる。

（３）　郡山市総合行政ネットワークシステム及びインターネット

郡山市総合行政ネットワークシステムを活用し、市のウェブサイトにより情報の伝達及び市の施設、避難場所等に周知する。

（４）　広報車

市所有の広報車の他、郡山消防署、消防団、警察等の広報車により、広く広報する。なお、各行政センター、出先機関等はそれぞれ所有の広報車により管内を広報する。

（５）　緊急速報メール（エリアメール）

携帯電話会社（ＮＴＴドコモ、ａｕ、ソフトバンク）が提供するサービスを利用して、災害・避難情報等の緊急性の高い情報を本市域にある携帯電話に配信して広く周知を図る。

（６）　災害情報共有システム

災害情報共有システム（Ｌアラート）に対し、被害情報や避難勧告等の発令、避難所開設等の情報を発信し、テレビ、ラジオ、携帯電話等の様々なメディア

を通じて、速やかに住民へ伝達する。

（7）　ヘリコプターによる広報

状況により、ヘリコプターによる広報を県に要請する。

（8）　その他

市公式ウェブサイト、ＳＮＳによる情報発信、広報紙、チラシ等を作成して配布する。

3　広報の内容

広報は災害の種別により異なるが、おおよそ次の内容を広報する。

（1）　災害関係予報、警報及び特別警報

（2）　災害発生の状況及び被害状況

（3）　避難に関する情報

（4）　市民に対する防災、救助、避難等の注意事項

（5）　災害応急対策及びその活動の状況

（6）　災害復旧対策、救助及びその他の状況

（7）　災害地を中心とする交通規制及び交通情報

（8）　その他市民に必要な情報

4　災害広報実施のための留意すべき事項

（1）　的確かつ迅速な情報発信（誤情報発信及び遅滞発信の防止）

（2）　各行政センター及び関係機関団体との広報活動についての連携

（3）　広報車両要員の確保のため、総務法務班及び関係機関団体等との連絡を密にし、広報に活用できる車両要員の確保に留意する。

（4）　民間有線放送等の活用に心がけ、その効果的利用方法及び所在地、連絡依頼方法並びに放送可能範囲等を前もって把握し、広報系統の整備に努める。

第2　情報伝達

本市の防災行政無線については、従来のアナログ系設備の老朽化や総務省指針に基づき（デジタル化への移行）、新たに携帯電話網を利用した「郡山市防災情報伝達システム」を整備した。

浸水や土砂災害が想定されるエリア等を中心に配置した屋外拡声子局に対し、親局となるサーバ機器類から情報を送信する。

1　郡山市防災情報伝達システムの活用

屋外拡声子局（屋外スピーカ）から放送を行い、周辺住民及び来訪者等へ災害等情報を伝達する。

なお、屋外拡声子局から流れる放送の種類（内容）は、従来のアナログ系防災行政無線と同じである。

2　サイレンによる避難勧告等の伝達

大雨等の災害により避難勧告等を発令する場合において、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）による広報は、音声ではなくサイレンパターンにより行うこととし、その内容は次のとおりである。

警戒レベル	項目	内容	サイレンパターン
	注意喚起	災害に対する注意を呼びかけるもの	サイレン５秒→休止15秒
警戒レベル３	避難準備・高齢者等避難開始	避難の準備を呼びかけるもの	サイレン５秒→休止６秒
警戒レベル４	避難勧告	災害が発生するおそれがあるため、自発的に避難を促すもの	サイレン10秒→休止５秒
警戒レベル４	避難指示（緊急）	災害による危機が目前に切迫しているため、避難を強く求めるもの	サイレン１分→休止５秒
警戒レベル５	災害発生情報	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を呼びかけるもの	サイレン１分→休止５秒

第５節　消防、水防計画　【総務部・建設交通部】

1　災害等発生時の事務機構

（1）　通常火災時

現場調査・出動状況調査

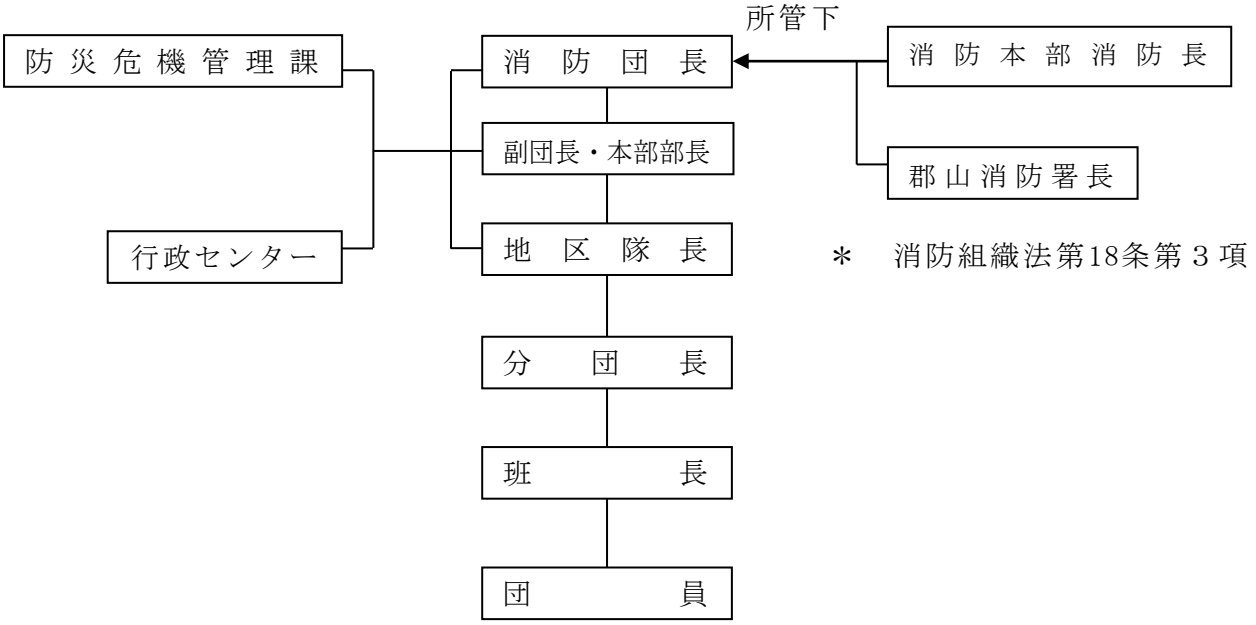

（2）非常体制時

（災害対策本部事務局）

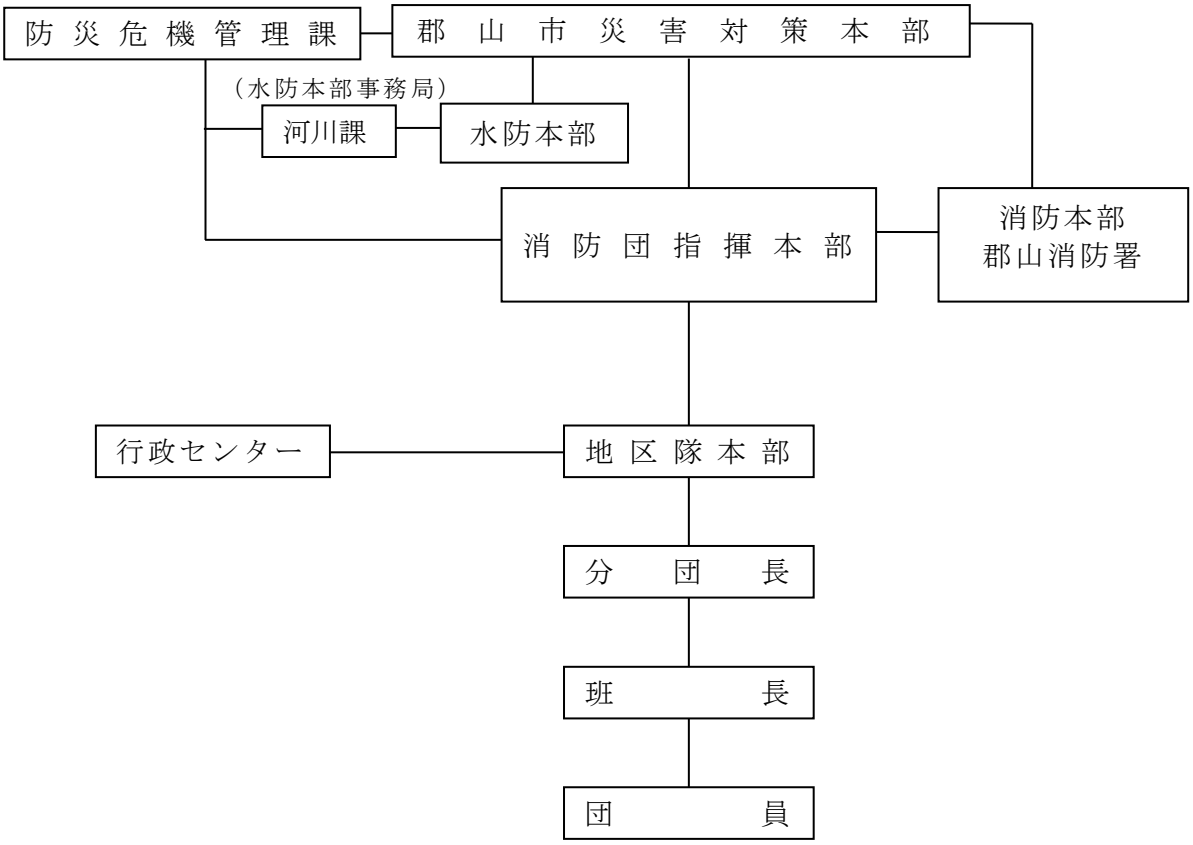

2　非常体制時の事務分掌

・　郡山市災害対策本部　　郡山市地域防災計画による。

・　郡山市水防本部　　郡山市水防計画による。

・　消防団　　大規模災害時、郡山市災害対策本部長、郡山市水防本部長
通常火災時は郡山消防署長の所轄の下
（1）　受持区域又は隣接地区内の消火活動及び災害防ぎょ活動
（2）　飛火警戒、河川氾濫警戒等
（3）　避難誘導、群衆整理、交通整理の補助
（4）　人命救助・捜索活動
（5）　住居障害物の除去
（6）　受持区域における災害情報の収集
（7）　水防活動

・　防災危機管理課　　(通常火災時)
（1）　火災現場の確認
（2）　消防団員の出動状況の調査
（3）　被災世帯の救済に関する関係部課への連絡
(非常体制時)
（1）　郡山市災害対策本部の防災危機管理班の事務
（2）　郡山市災害対策本部事務局に関すること

・　行政センター　　(通常火災時)
（1）　火災現場の確認
（2）　消防団員の出動状況の調査
（3）　被災世帯の救済に関する関係部課への連絡
(非常体制時)
郡山市災害対策本部の地区本部行政センター班の事務
（1）　消防機関との連絡調整
（2）　災害情報の収集、被害状況の把握及び広報活動
（3）　避難所の設置及び救援物資等の確保
（4）　センター内の総合調整

3　部隊編成

（1）　通常火災時の部隊編成

消防団長――火災発生管轄地区隊長 ┬ 地区隊本部団員
　　└ 火災発生管轄分団長 ┬ 分団本部団員
　　└ 団員

（2）　非常体制時の部隊編成

●　第１次非常配備
台風、集中豪雨、豪雪等により、災害の発生が予想される場合で、気象に関する警

報が発表された場合で、消防団長が警戒を必要と判断した場合

※　主な気象警報　　暴風警報
　　暴風雪警報
　　大雨警報
　　洪水警報
　　大雪警報
　　噴火警報

消防団長 ―― 警戒区域地区隊長 ┬ 地区隊本部団員
　　└ 警戒区域分団長 ―― ┬ 分団本部団員
　　└ 団 員

※　その他の団員は、所在を明らかにして、自宅又は詰所に待機し、出動指令に即時対応できる体制をとる。

● 第２次非常配備

既に災害が発生し、なおも被害の拡大のおそれがあり、災害対策本部長（市長）が全力で災害を防ぎょしなければならないと判断した場合

消防団長 ――――全消防団員をもって災害の防ぎょ軽減にあたる。

4　情報伝達

（1）　通常火災時事務フローチャート

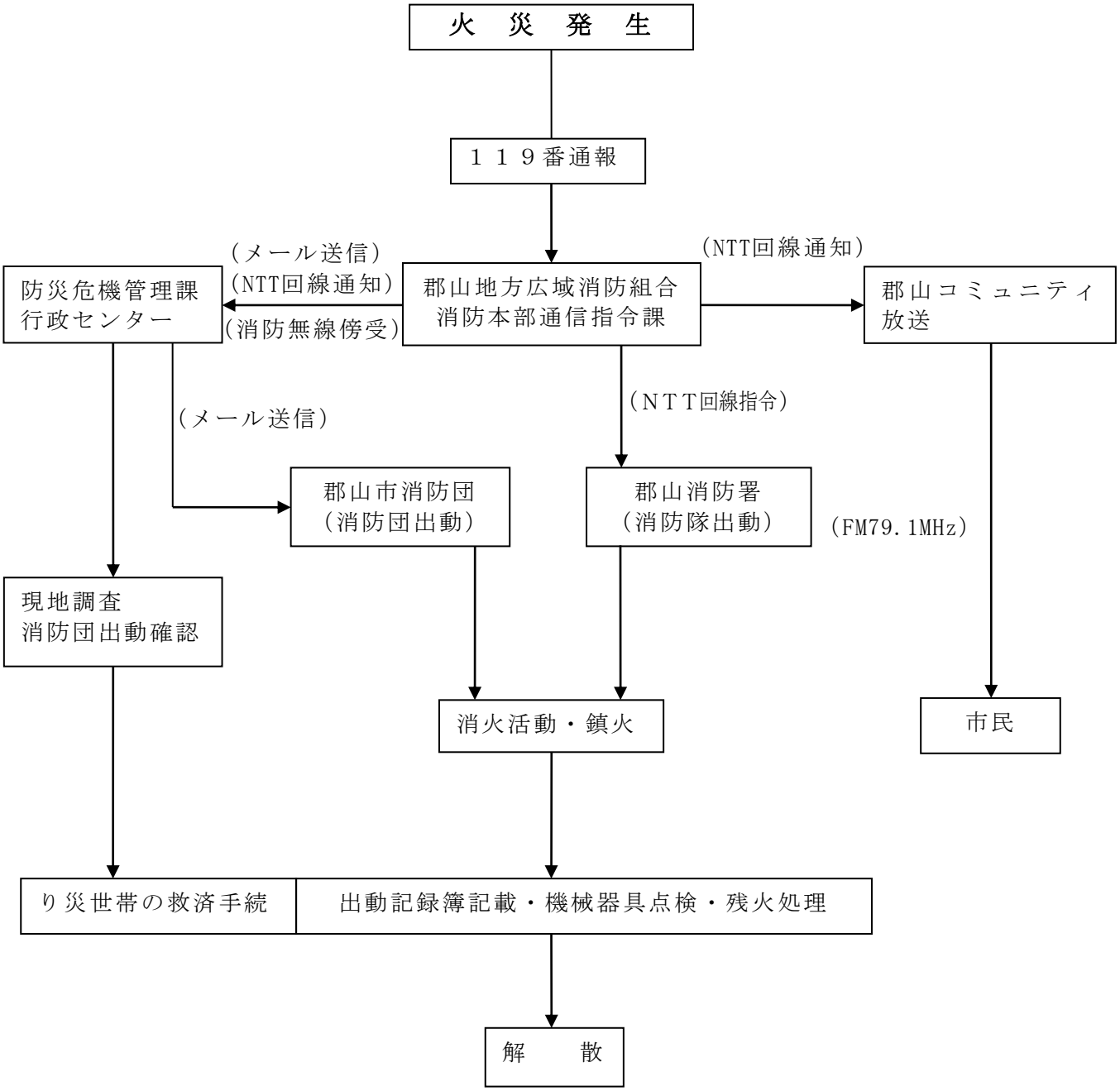

（2）　火災情報処理フローチャート

郡山消防署及び防災危機管理課並びに行政センターで調査した火災被害状況によりり災世帯等が発生し、救済を必要とする場合及び郡山消防署調査の火災報告について、以下のとおり事務処理する。

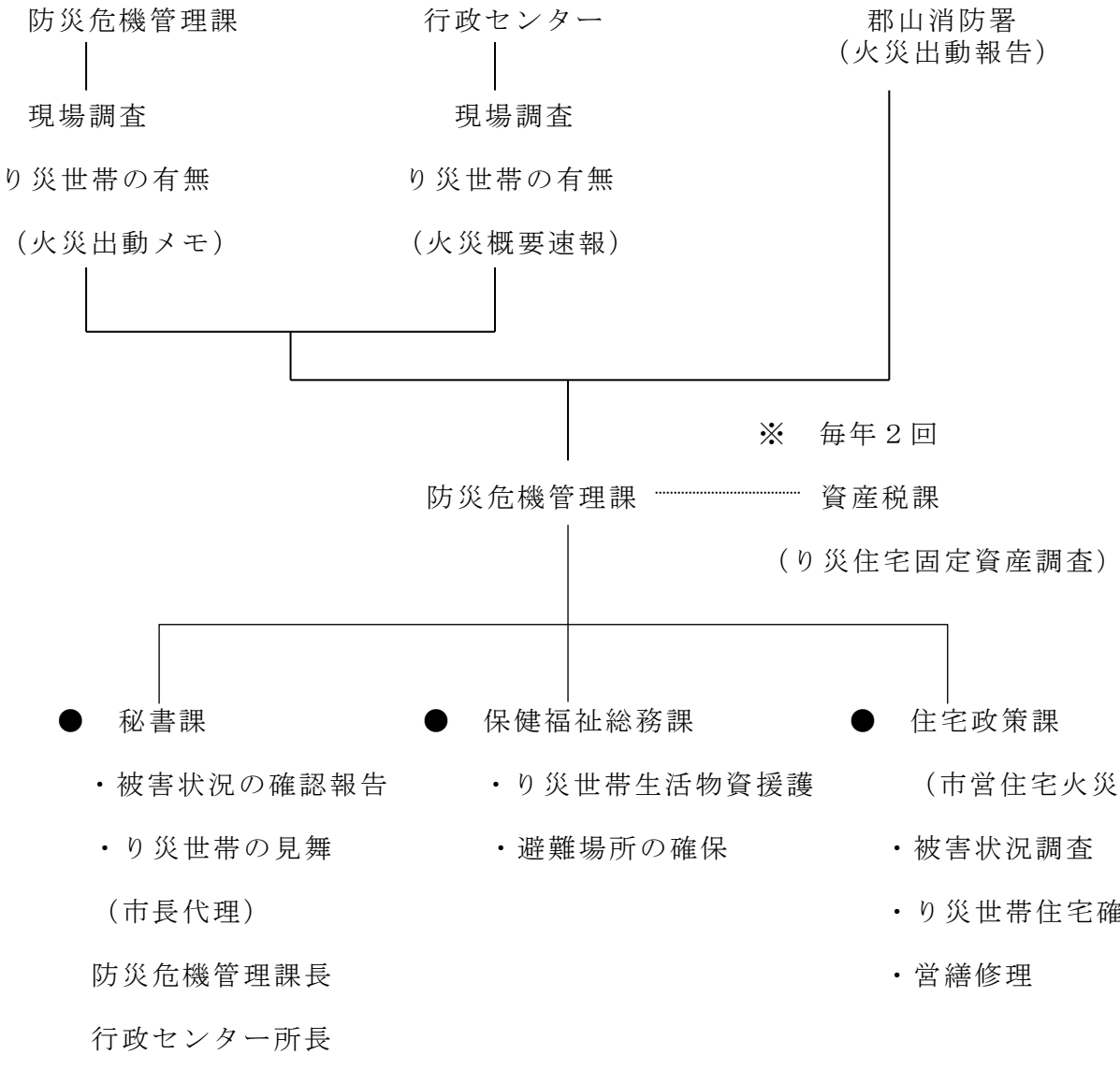

（3）　警報等伝達計画

台風や集中豪雨等に伴う各種の気象警報並びに郡山市からの消防団に対する出動命令等の各種の指令及び通知、さらに、被害が予想される地域の住民に対する情報について、郡山市防災情報伝達システムを有効活用し、情報を的確迅速に伝え、郡山市の防火・防災体制を確立して、市民生活の安全を確保する。

5　水防計画

災害対策基本法の趣旨並びに水防法及び郡山市水防計画に基づき、市域内の洪水等の水災を警戒、防ぎょし、又は被害を軽減するため、水防に関する必要な事項を定める。

（1）　水 防 組 織

別冊「水防計画書」による。

（2）　水 防 動 員

別冊「水防計画書」による。

（3）　水防活動等

別冊「水防計画書」による。

（4）　その他

水防に関する施設、その他詳細については「水防計画書」による。

第６節　避難救出計画　【総務部・文化スポーツ部・保健福祉部・こども部・農林部・建設交通部・都市整備部・郡山消防署】

災害の発生、又は発生のおそれがある場合に、市民の生命、身体を保護するため、地域住民に危険な場所からの避難、立退きの勧告、指示と避難場所の開設及び生命、身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の救出、保護について本計画に定める。

１　避難の実施機関

実施責任者は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡調整を行う。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、危険な場所から市民を避難させる必要がある。このため、特に避難行動や情報面での支援を要する人が早期に避難行動を開始できるよう情報の提供に努め、一般市民に対しても早期に住民避難情報を発令するとともに、各市民に周知徹底されるよう情報伝達の方法に十分配慮する。

さらに、対象地域の設定等に留意し、住民避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとり易い暗くなる前の時間帯における発令に努めるものとする。

なお、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にするとともに、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

一方、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症予防の観点から、避難所においても、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンシング）が求められていることから、避難所が過密状態になるなどを防ぐため、避難所への避難だけでなく、在宅・垂直避難、親戚・知人宅等への避難、車中避難等に対応する分散避難を推進し、感染リスクの低減を図る。

事項／区分	実施責任者	措　　置	実施の基準
避難準備・高齢者等避難開始	市　　長	一般住民に対する避難準備、要支援者に対する避難行動の開始	災害が発生するおそれがある場合において、要支援者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難勧告	市　　長 （災害対策基本法第 60 条）	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示 「屋外安全確保」の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知　　事 （災害対策基本法第 60 条）	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示 「屋外安全確保」の指示	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難指示（緊急）等	市　　長 （災害対策基本法第 60 条）	立ち退き及び立ち退き先の指示 「屋外安全確保」の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知　　事 （災害対策基本法第 60 条）	立ち退き及び立ち退き先の指示 「屋外安全確保」の指示	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 （地すべり等防止法第 25 条）	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められたとき。
	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 （水防法第 29 条）	立ち退きの指示	洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警　察　官 （災害対策基本法第 61 条）	立ち退き及び立ち退き先の指示 「屋外安全確保」の指示	市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき。 市町村長から要求があったとき。
	警　察　官 （警察官職務執行法第４条）	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認められる時は警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自　衛　官 （自衛隊法第 94 条）	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

市長が不在で、かつ連絡が取れない場合は、下記により直ちに次順位の者が避難勧告等を発令するものとする。

順　　位	避難勧告等の発令者
第一順位	副市長（郡山市副市長の事務分担に関する規則第５条に規定する第一順位の副市長）
第二順位	副市長（郡山市副市長の事務分担に関する規則第５条に規定する第二順位の副市長）
第三順位	総務部長
第四順位	総務部次長
第五順位	総務部防災危機管理課長

２　避難勧告等の発令基準

別紙「郡山市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により、洪水、内水氾濫、土砂災害、火山災害及び雪害、それぞれに定めた基準に基づき、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を発令する。

３　県に対する報告及び関係機関への連絡

避難勧告等を発令したときは、発令の理由、発令日時、避難の対象区域、避難場所、世帯数、人員、経緯状況、避難解除時刻等を記録し、本部長は、県中地方振興局を経由して県に報告する。

（１）　消防本部、郡山消防署、保健福祉部、警察署、県の出先機関等へ連絡し協力を得る。

（２）　避難場所として利用する施設の管理者に対し、至急連絡をとり協力を求める。

（３）　指定の避難場所には、速やかに職員を派遣し、避難者の指示、誘導にあたる。

４　避難所等

（１）　避難の実施

避難の実施責任者は市長とする。

（２）　在宅・垂直避難、親戚・知人宅等への避難、車中避難等に対応する分散避難

深夜の冠水等により避難経路の安全性が確保できない場合は、むやみに避難所に移動するのではなく、自宅内や周辺の建物の高層階に滞在する「垂直避難」や、親戚・知人宅等への避難、車中避難等の分散避難を行うものとする。

（３）　避難所の開設及び運営等

①　実施者

市長（保健福祉部・こども部及び応援協力班とするが、その規模に応じて全部局体制で対応。）

ただし、市限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。

②　避難所の開設

ア　市は、災害の態様に配慮し、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、安全適切な場所を選定して避難所を開設する。

（ア）夜間に住民避難情報を発令する可能性がある場合等には、住民避難情報発令前であっても、自主的に避難される市民を受け入れるための自主避難所を開設する。

（イ）指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

（ウ）避難所を設置した場合は、維持、管理のための市職員を配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行う。さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。

開設報告事項

a.　避難所開設の日時及び場所

b.　箇所数及び受入人員

c.　開設期間の見込み

（エ）避難所を開設及び被災者を受入した場合は、次により記録しておかなければならない。

a.　避難所の設置及び受入状況表

b.　避難所受入台帳

c.　避難所用物品受払簿

イ　避難所の周知

市は、避難所を開設した場合において、速やかに市民に周知するとともに、県をはじめ消防本部、郡山消防署、警察、自衛隊等の防災関係機関に連絡する。

ウ　避難者の受入

（ア）　受入対象者

避難所に受入する対象者は次のとおりである。

ａ．住家が被害を受け、居住の場所を失った者

ｂ．現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

ｃ．避難の勧告、指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

（イ）　受入期間

災害発生の日から原則として７日以内とする。

エ　避難所における措置

避難所における市の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

（ア）　被災者の受入

（イ）　被災者に対する給水、給食

（ウ）　負傷者に対する医療救護

（エ）　被災者に対する生活必需物資の供給

（オ）　被災者への情報提供

（カ）　その他被災状況に応じた応援救援

③　避難場所及び避難所の運営

ア　避難場所の運営管理

（ア）　避難をする状況にあっては、必要に応じ指揮責任者及び補助者を配置し、避難住民との連絡、避難状況の掌握に努めるとともに、避難者に対する情報提供、指示にあたり、又避難者の安全確保及び混乱の防止を図る。

なお、避難状況の掌握、又は避難住民との連絡調整は、避難が原則として町内会単位で実施されることから、各町内会の会長、あるいは町内会において、指名された者を窓口として行う。

（イ）　避難場所には、「○○○地区避難場所：○○○学校」の標示板を掲示する。

（ウ）　避難場所における救護措置は、原則として給水及び医療救護とする。

イ　避難所の運営管理

（ア）　避難所には、運営を行うために必要な市職員を派遣する。

また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

（イ）　市は、町内会、婦人会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し避難所の運営を行う。

（ウ）　町内会、婦人会、自主防災組織、ボランティア等は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るように努める。特に、避難の長期化が見込まれる大規模な災害時において、市は、避難者による自主運営組織が組織されるよう働きかけるとともに、可能な限り女性の参画を要請する。

（エ）　施設には、保健福祉部長の指名する運営管理者及び補助者を若干名おく。

（オ）　避難所の施設管理者は、本部長、あるいはその命を受けたものの指示に従い、速やかに施設を避難所に供するよう措置する。

（カ）　運営管理者は、保健福祉部及び当該施設の管理者との連絡並びに避難住民の受入等にあたるとともに、関係機関と緊密な連絡を保ち、民間団体の協力を得て、その運営にあたる。また、避難者の状況を記録し、保健福祉部長を通じ、本部長に報告する。

（キ）　市は、避難所ごとにそこに受入されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食料のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

（ク）　市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、住宅、民間賃貸借住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用、応急仮設住宅の提供等を迅速に行うことにより、避難所の早期解消に努めるものとする。

（ケ）　市は、避難所を閉所する際には、当該施設管理者と協議のうえ、清掃消毒等の処置を必要に応じて実施するものとする。

④　避難所における配慮

ア　要配慮者に対する配慮

（ア）　災害直後、一般の避難所に、要配慮者が避難した時は、状況を鑑みながら介助や援助を行うことができる部屋の設置に努める。

（イ）　一般の指定避難所の避難者のうち、避難生活によって特に健康状態の悪化が懸念される者及びその家族等を、市の判断により福祉避難所に受入する。さらに、要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するように努める。

（ウ）　介護や援護を必要とする者に対して、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパー等を派遣する。

（エ）　県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する要配慮者に対して、保健師及び栄養士等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行う。

イ　社会的特性に対する配慮

避難が長期化した場合には、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮するものとする。

ウ　自宅等避難者に対する配慮

災害が発生しても、市の避難所ではなく自宅等で生活を続ける在宅避難者や、やむを得ず車中生活を送る避難者等に対し、必要に応じ食料の供給、保健師による健康チェック等を実施するよう努める。

⑤　臨時の避難所

災害の規模や状況により、あらかじめ指定した避難所を開設するまでもない場合には、既存の他の公共施設や地区の集会所等の活用を図る。

⑥　愛護動物について

災害時における愛護動物の飼育、放浪防止等の管理については飼い主の責任において行い、指定避難所へ同行避難を行う。避難所では、衛生対策及び動物が苦手な避難者への配慮として、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）以外の愛護動物は、居室への持ち込みは原則として禁止する。同行避難した愛護動物は、管理者が指定した場所で飼養し、愛護動物の管理及び必要な資材の準備は、飼い主が行う。

⑦　感染症対策について

ライフラインの途絶や集団生活といった条件の避難所においては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な感染症、食中毒等のリスクが高まることから、衛生管理の徹底を図る。

ア　避難所運営職員の対応

（ア）避難所運営職員は、定期的に自己の状態確認に努め、感染症状・兆候が出現し

た場合は速やかに上司に報告する。

（イ）避難者の体液、排泄物等との接触が予想される場合又は発熱等の症状がある避難者と接触する際には、適切な個人用防護具を着用する。

（ウ）避難者と接触又は感染予防上汚染されていると考えられる物品に触れた前後に手指消毒等を徹底する。

イ　避難者受付時の対応

（ア）避難者に負担とならないように配慮しながら、体温の確認、避難者より発熱、咳、発疹・炎症、嘔吐、下痢など自己申告による避難者の状態確認に努める。

（イ）体調に変化があった際等における積極的な申し出の周知啓発を行う。

ウ　対策の徹底

（ア）避難者や避難所運営職員は、頻繁に手洗いするとともに、マスクの着用や咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。

（イ）定期的及び目に見える汚れがあるときは、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境に十分配慮する。

（ウ）入浴ができない場合には、病気や感染症予防等のために、タオル等を用いて体を清拭し、体を清潔に保つよう心がける。

（エ）食料は、床から10cm以上の高さに保管し、感染兆候のある職員は食事準備や配給に携わらない。作業台や食器類は、食事の前後に適切な洗浄・消毒を実施する。

エ　発熱等の症状がある避難者への対応

（ア）発熱、咳等の症状がある避難者は、可能な限り専用の個室スペースを確保するとともに、専用のトイレを確保するように努める。

（イ）やむをえず同じ症状等がある避難者を同室とする場合には、パーテーションで区切るなど工夫する。

（ウ）症状がある避難者専用のスペースやトイレは、一般の避難者とゾーンや動線を分けるようにする。

（エ）症状が長引くときには結核などのおそれもあることから巡回保健師等に早めに相談する。

オ　三密の回避

（ア）密集の回避として、複数の避難所を開設し分散避難を促進する。また、密接を避けたゾーニングの元で簡易ベッドを設置する。

（イ）密接の回避として、簡易ベッドとパーテーションを用いたゾーニングを行い、飛沫感染防止を図る。また、食事スペースを向き合わないように配置する。

（ウ）密閉の回避として、避難所の２方向の窓等を開けて空気の流れを作ることや、30分に１回以上、数分間窓を開けるなど換気を十分行うようにする。

（４）　指定管理者が管理する施設における避難所

指定管理者は、避難所開設及び運営、その他市の要請等に協力する。指定避難所として指定されていない施設においても、市に協力するとともに、災害時に指

定避難所として指定されることもあり得る。

市は、指定管理者と締結する協定において不可抗力によって発生した費用等の負担について明記するとともに、「避難所開設運営マニュアル」の周知を図るものとする。

5　避難誘導、安否の確認及び移送等

（1）　避難誘導者

避難誘導は、保健福祉部・こども部等の職員、消防団員、自主防災組織及び警察官が協力して行うが、できるだけ地域ごとに責任者及び誘導員を定めておき、誘導に当たっては安全と統制を図る。

また、要支援者の安否確認については、避難支援等関係者と共有する要支援者の情報をもとに、各機関等と連携して行い、保健福祉部（保健福祉総務班）において統括する。

（2）　避難の順位

避難させる場合には高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を優先的に避難させる。

（3）　避難の方法

①　避難は、可能な限り町内会単位、あるいは町内会各班単位で行う。

②　避難は、避難者自ら行うことを原則とする。

③　自力で避難することができない方等の要支援者については、その実態に即した対応により、地域支援者等において避難所あるいは医療機関等への避難を実施する。

6　避難路

市は道路現況や沿道にある建築物等の状況を勘案し、災害時に安全、迅速に避難することが可能な避難路を検討、整備し、災害時の避難行動に備える。

避難路を選定するに当たっての検討事項は以下のとおりとする。

（1）　十分な幅員が確保できること。

（2）　沿道に耐火建築物が多く、危険物施設等からの距離が、ある程度確保されていること。

（3）　建物やブロック塀等の倒壊、落下物や飛散物等による危険又は避難障害のおそれが少ないこと。

（4）　避難障害発生時の迂回路が考慮されており、交通量が比較的少ないこと。

7　救出計画

災害時において、避難に遅れた者、生命身体が危険な状態にある者の救出、又は生死不明の状態にある者を捜索、救出し、その保護に万全を期する。

（1）　救出方法

被災者の救出は、原則として郡山消防署が主体となり、警察署、民間団体等の協力を得て、迅速に行う。

（２）多数傷病者に対する対応

多数の負傷者等が発生した場合は、医師、看護師、救急救命士等はトリアージ（緊急度判定に基づく医療順位の決定）を行い、重傷者から搬送する。また、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。なお、新型コロナウイルス感染症の軽症患者や疑いのある傷病者の搬送に当たっては、ビニールシートや陽圧陰圧制御による救急車や飛沫循環抑制車両により輸送するなど感染症対策を講じる。

（３）　自衛隊の派遣要請

大規模災害の発生に伴い、郡山消防署及び警察署、消防団、民間団体等で救出が困難な場合又は災害の状況により、特殊技能者、特殊機械を必要とする場合等においては、福島県を通し、自衛隊の派遣要請をする。

（４）　応援の優先

救出作業は、人命に関わるものであることに鑑み、他のすべての応急作業に優先して応援を求める。

（５）　車両等の調達

救出に必要な車両、その他の機械器具の借上げが必要な場合は、消防本部及び郡山消防署が総務部総務法務班と緊密に連絡をし借り上げる。

（６）　救出実施期間

災害発生後３日以内（生死不明で３日を経過しても不明の者は、原則として遺体の捜索に切替える。）

8　安否情報の提供

被災者の家族等から被災者の安否情報について提供を求められた場合は、応急復旧や被災者支援等優先すべき種々の事務の余力の範囲内で、被災者本人のプライバシーに十分配慮しながら、法令の規定に基づき提供する。

9　学校、社会福祉施設等における避難対策

（１）　学校、保育所等における避難対策

生徒、児童、園児の生命及び身体を守るため、次に示す具体的項目を定めた避難計画に基づき、適切な避難誘導を行う。

①　避難実施責任者
②　避難誘導責任者
③　避難経路及び順序
④　避難者の確認
⑤　生徒、児童、園児の保護者への引き渡し方法

（２）　社会福祉施設等における避難対策

施設の入所者の生命及び身体を守るため、次に示す具体的項目を定めた避難計画に基づき、適切な避難誘導を行う。

① 避難実施責任者
② 避難誘導責任者
③ 避難経路及び順序
④ 避難者の確認
⑤ 保護者への引き渡し方法

10　警戒区域の設定

（1） 警戒区域の設定権者

① 市長（災害対策基本法第63条）
② 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第４条、消防法第28条）
③ 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）
④ 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条（1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）
⑤ 知事（災害対策基本法第７条　市町村が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合）

（2） 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとる。

（3） 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び市民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置する。

11　広域的避難対策

災害の状況により、市域を越えて広域避難を行う場合は、福島県地域防災計画一般災害対策編第３章第９節第５「広域的な避難対策」に基づき、可能な限り同一の地域コミュニティ単位（町内会等）で避難できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知する。避難するための手段を持たない被災者のため、県と協力し、輸送手段の調達に努める。

また、広域避難を受け入れる場合、避難所開設後は被災市町村と協力して運営を行う。

12　要配慮者等の避難対策

要配慮者及びその支援者等は、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時点で、避難を開始する。

また、要配慮者の支援者及び要配慮者利用施設の所有者又は管理者等は、気象情報や避難情報等へ常に注意を払い、要配慮者に対して情報伝達及び避難誘導を行う。

さらに、外国人に対しては、外国語での情報伝達に努め、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、指定避難所等へ外国人を避難誘導する。

第７節　食料供給計画　【保健福祉部・こども部】

災害時における被災者、応急作業従事者等の食料の確保並びに供給方法等については、本計画の定めるところによる。

１　災害時の応急供給

（１）　実施責任者

市長（保健福祉部・こども部・行政センター班）は、管内の災害時における生活必需物資等の供給協力協定締結業者の協力を得て、応急供給を実施する。

災害救助法が適用された場合は、市長が知事の指示により実施する。

（２）　申請

災害のため、炊き出し等を実施しようとするときは、直ちにその旨を県中地方振興局を経由して、知事に申請し、主食の供給措置を行う。

（３）　応急供給の対象者

①　避難所に受入された者

②　住家が被災して、炊事の出来ない者

③　住家が被災して、一時縁故先に避難する者

④　災害地において、応急作業に従事している者

（４）　応急供給品目

応急品目は、原則として米穀とするが、備蓄品であるクラッカー、アルファ米の活用及び麦製品、缶詰等とする。

（５）　応急供給の数量

１人当たりの供給数量は、次のとおりとする。乾パン、麦製品の換算率は、１００％とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。

①　被災者に対する給食は、１人当たり精米換算　２００グラムの範囲内。

②　被災によって供給機関が通常供給できない時の供給は、１日当たり精米換算４００グラムの範囲内。

③　災害救助、応急復旧作業に従事する者に対する給食は、１食当たり精米換算３００グラムの範囲内。

（６）　給与期間

原則として災害発生の日から７日間以内とする。

（７）　食料の調達供給方法

①　米　穀

市長は、被災者に対して炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を、現地で確保できないときは、その確保について県中地方振興局を通じ、知事に要請する。なお、県は、災害の状況その他必要に応じ、農林水産省政策統括官付貿易業務課に対し、「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、政府所有米の供給を要請する。

②　クラッカー、アルファ米

炊き出しに至るまでの応急用備蓄品としてのクラッカー、アルファ米を活用する。

また、災害救助法が発動された場合は、知事に要請し政府保有の乾パンの引き渡し

を受ける。

③　生パン

市内のパン製造業者に、事前に連絡、製造を依頼して調達する。

④　副食、調味料

副食、調味料（醤油、味噌、塩）、缶詰等については、必要に応じて市内業者から調達する。

⑤　乳児食の調達

乳児に対する給食は、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市内取扱業者から購入し、支給する。

（８）　米飯の炊き出し

①　炊き出し場所

炊き出しは、できるだけ既存の施設を利用し、避難所、又は災害応急措置現場付近の適当な場所で実施する。炊き出し及びその給与は、保健福祉部が行う。

②　炊き出し施設及び器材の使用

炊き出しは、学校給食センター、小中学校給食室、公民館等を使用する。

炊き出しの際の炊事器材は、各小中学校等の給食用を使用する。

③　炊き出し方法

原則として包装食とし、できるだけ保存性のある副食物を添える。

④　協力団体

炊き出しに当たっては、下記団体の協力を求めて実施する。

ア　民生・児童委員協議会　　イ　社会福祉協議会

ウ　女性消防協力会　　エ　婦人会

オ　日赤奉仕団　　カ　町内会

キ　自主防災組織　　ク　自衛隊

（９）　食料の配付

①　被災者に対する給食は、原則として避難所において実施する。

②　給食を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所において配付する。

(10)　調　達

食料調達は原則的に、市内の業者からの調達によるが、クラッカー、アルファ米等、初期の応急対策においては、市の備蓄品を活用する。

(11)　炊き出し給与状況の記録

炊き出しを実施した場合は、次により記録しておかなければならない。

①　炊き出し受給者名簿

②　炊き出しその他による食品供与物品受け払簿

③　炊き出し用物品借用簿

④　食料品現品給与簿

第８節　衣料、生活必需品、その他の物資供給計画

【保健福祉部・こども部・学校教育部】

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、毛布、衣料品等その他の生活必需品を喪失、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与、又は貸与し、一時的に被災者の生活を確保する。

なお、求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

１　実施責任者

市長（保健福祉部・こども部・学校教育部・行政センター班）

災害救助法が適用された場合は、市長が知事の委任により実施する。

２　給（貸）与対象者

（１）　災害により住家が全焼、流出、全壊、半焼、半壊及び埋没、床上浸水等の被害を受け、生活上必要な家財等が喪失、又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者

床下浸水、又は非住家被害を受けただけの者は対象としない。

（２）　被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

３　給（貸）与の方法

（１）　物資の調達及び配分計画の樹立

災害救助法の適用の有無に拘らず、保健福祉部が世帯構成員別被害状況を把握のうえ、配分計画を樹立する。

購入事務は、この配分計画に基づき、財務部契約班が行う。

①　物資の調達

財務部契約班並びに行政センター班は、市内の関連業者から物資を調達する。市内で調達困難と認められる物資については、財務部契約班は、県及び近隣市町村長に依頼し、調達する。

②　給（貸）与

ア　給（貸）与は、保健福祉部が救助物資配分計画書により実施する。

イ　物資の給（貸）与の円滑を図るため、給（貸）与箇所を本部及び１２の行政センター部に区分する。（富田、大槻は、本部に含む。）学校、その他避難所の収容者については、避難所毎に給（貸）与し、その他の場合には、行政センター、区長、民生委員等を通じ給（貸）与する。

③　救援物資等の集積場所

調達した物資又は県からの救援物資の集積場所は、郡山市役所又は行政センターとする。ただし、発生地区により多量の物資を輸送する場合等で、在庫場所からの直接輸送が便利な場合には集積をせずに直接輸送する。

④　救援物資等給（貸）与品目別

ア　寝具（布団、毛布、タオルケット等）

イ　外衣（洋服、作業服、婦人服、子供服）

ウ　肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等）

エ　身廻品（タオル、手拭、靴下、ズック靴、傘等）

オ　炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、コンロ、バケツ、ガス器具等）

カ　食器（茶碗、皿、箸等）

キ　日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）

ク　光熱材料（マッチ、ローソク、灯油、プロパンガス等）

ケ　その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの。

⑤　救援物資等、給（貸）与の期間

当該災害発生の日から、10日以内とする。

（2）　学用品等の給与

学用品等の給与は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合及び県知事による救助のいとまがないときは、災害救助法に準じて市長が行う。

①　学用品等給与のための費用

ア　教科書

支給するための教材については、実費

イ　文具及び通学用品

住家の全壊（焼）又は流出により被害を受けた者、要保護及び準要保護児童、生徒に対する就学援助費に準ずる額

ウ　学用品等の給与は、災害発生の日から、教科書については１ヵ月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。

②　学用品の調達先

学用品の調達は、可能な限り地元業者を利用する。

③　給与の方法

学校教育推進班は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童、生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品等の確保に努め、各学校長を通じて対象者に支給する。

（3）　義援金の取扱い

市に送付された義援金品の取扱いは、保健福祉部保健福祉総務班が担当する。

受付の記録、保管、被災者への配分等は、その状態に応じ適切且つ正確に行う。

（4）　備蓄・調達方法

①　必要な物資については、調達までの時間を考慮し、応急的に対応できる一定数量は、市において備蓄保管する。

②　その他調達にあたり、あらかじめ市内の「災害時における生活必需物資等の供給協力に関する協定」締結業者と協議し、緊急時に速やかな対応が可能となるよう、調達先を定め災害に備える。

（5）　物資の給与状況の記録

物資を給与した場合は、物資受払簿、物質給与及び受領書及び物質購入（配分）計画表により記録しておく。

なお、県調達分と、市調達分を明らかにしておく。

（６）　義援物資の受け入れ

市に送付された義援物資の取扱いは、保健福祉部生活支援班が担当する。

①　受入物資リストの作成及び公表

関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受け入れを希望する物資等を把握し、その内容のリストを災害対策本部並びに報道機関を通じて公表する。

また、需給状況を把握し、リストを逐次改定するよう努める。

②　個人等からの義援物資の辞退

東日本大震災等の教訓に鑑みて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受入れを辞退させていただく。

さらに、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資と同様に辞退させていただく。

なお、受入を辞退することについては、ウェブサイトや報道機関を通じて、速やかに公表するものとする。

第９節　給水計画　【上下水道部】

災害により水道施設が破壊され又は水道水が汚染されたときは、必要最小限度の飲料用及び医療用の水を優先的に確保する。

１　実施責任者

市長（上下水道部）

災害救助法が適用された場合は、知事の委任により、市長が実施する。

２　給水方法

（１）　給水車等による給水活動

給水車や給水タンク等を使用し、病院、避難所、その他の施設への給水を行う。

（２）　耐震性貯水槽など給水所での給水活動

市内15か所に設置した耐震性貯水槽をはじめ、各給水所で非常用給水袋等を活用し、給水を行う。

（３）　他事業団体等からの給水活動

市において水道水の供給ができないときは、日本水道協会、その他関係機関への応援要請を行う。

３　災害救助法による実施基準

（１）　給水対象者

①　災害のため飲料水を得ることができない者

②　対象地区の範囲については、各班の被害状況調査、復旧状況、住民情報を基に決定する。

（２）　実施期間（供給期間）

原則として災害発生の日から７日以内とする。ただし、必要により県知事の承認を得て延長する。

（３）　費用の基準

当該地域における通常の実費の範囲内とする。

（４）　費用の範囲

①　飲料水の輸送費

②　給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費

③　浄水用の薬品及び資材費

④　費用の限度は、おおむね１人当たり１日３ﾘｯﾄﾙを供給するのに必要な範囲の額

4　応急給水時の広報

（1）　広報の方法

郡山市防災情報伝達システム、ふれあいネットワーク、市のウェブサイト、広報車などあらゆる方法により周知する。なお、通信手段や交通手段が制限を受ける場合は、テレビ局やラジオ局などへ徒歩又は自転車等で持参し、依頼する。

（2）　広報の内容

応急給水の時間及び場所、断水区域の状況、復旧の見込み、節水のお願い等を周知する。

5　水道施設の応急復旧

水道施設の応急復旧については、被害情報の収集を行い、早期に応急復旧計画を作成し、対応する。

第10節　応急仮設住宅及び住宅応急修理計画　【建設交通部・都市整備部】

災害によって住家を失い、又は破損等のため居住することができない者に対し、この計画により、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理を行い、その居住の確保を図る。

◎　実施機関　　市長（災害救助法適用　→　県知事）

◎　実施担当班　　（総務、管理）　　住宅政策班
（応急危険度判定）　　開発建築指導班
（応急仮設住宅建設）　　建築班

1　応急危険度の判定

災害により市内建築物に、相当の被害が発生し、居住の可否の判定を要する事態と判断される場合は、開発建築指導班長は応急危険度判定士を被災地に派遣し、住民の安全を図る。

※　判　定　　立入禁止　（赤ラベル）　様式　資料編
要　注　意　（黄ラベル）　〃
調　査　済　（緑ラベル）　〃

2　応急仮設住宅の供与

（1）　対象者

ア　住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ　居住する住宅がない者又は避難勧告等により長期にわたり自らの住居に居宅できない者であること。

ウ　自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

なお、災害の混乱時には十分な審査が困難であり、一定額による厳格な所得制限等はなじまないため、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用する。

（2）　建設予定地

原則として、可能な限り集団的に建設できる被災地周辺の公園等で、電力、水道等を容易に確保できる市有地に建設する。ただし、状況により止むを得ない場合は、他の公有地、又は私有地を借り上げ建設する。

※　設置可能場所　　別冊　資料編参照

注）　借り上げに際しての留意事項

a　私有地借り上げ期間　　３年程度
b　国有財産貸与申請　　財務省へ
c　私有地借り上げ料　　災害救助法適用外

（3）　規　模・構　造

ア　１戸当たり29.7㎡（９坪）を基準とする。

イ　応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者や障がい者等の利用に配慮した住宅の仕様はすべての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的障壁の除去されたユニバーサルデザイン仕様を目指すとともに、地域の気象環境等も考慮した配置や設計に努める。

（4）　着　工

災害発生日から20日以内

（5）　供与期間

工事完了の日から２年以内

（6）　入居者の資格

住家が全壊等し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を確保できない者。

（7）　入居者の決定

①　該当者の抽出

住宅政策班長は、被害状況報告及び被災者名簿（り災証明発行者名簿）の提供を受け、該当者を抽出し、応急仮設住宅入居該当者調を作成する。

②　入居希望者の募集

住宅政策班長は、広聴広報班長を通じ、あらゆる広報手段を用いて、被災者に周知し、相当期間をもって募集する。

③　入居者の決定

住宅班長は、希望者について、応急仮設住宅該当対象者選定調書を作成し、市長が任命した選考委員会（副市長ほか７名程度で構成）において、公平な審査、又は抽選（公開を原則とする）により入居者を決定する。

（8）　整備帳簿類

・救助実施記録日計票
・応急仮設住宅入居該当者調
・応急仮設住宅該当対象者選定調書
・応急仮設住宅台帳
・建設工事関係書（契約書、設計書、仕様書等）
・支払関係証拠書類
（応急仮設住宅敷地賃貸借契約書）
（応急仮設住宅敷地使用貸借契約書）

3　借上げ住宅の提供

市は、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないよう大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用するものとする。なお、入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティ維持のための地域単位での入居などにも配慮する。

4　公営住宅等のあっせん

市は災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

5　住宅の応急修理

（1）　対象者

住家が半壊等となり、自らの資力では応急修理をすることができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊となった者

なお、応急修理をすることによって避難を要しなくなると見込まれる場合であって、応急仮設住宅（民間借上げ住宅を含む。）を利用しない者が対象

（2）　修理対象箇所

日常生活に欠くことができない破損箇所で、居室、炊事場及び便所等で必要最小限の部分

（3）　完了期限

災害発生の日から１か月以内

（4）　実施の方法

市は、申込者（対象者）が選定する応急修理施工者（指定業者に限る。）から提出を受けた修理見積書の内容を審査した後、応急修理施工者に対して修理依頼書を、また、申込者（対象者）に対して応急修理決定通知書をそれぞれ交付し、修理を実施する。

（5）　整備帳簿等

・救助実施記録日計票
・住宅応急修理記録簿
・応急修理該当者調
・住宅応急修理関係書（指定業者リスト、仕様書等）
・支出関係証拠書類

第11節　医療（助産）計画　【保健福祉部】

災害によって、被災地の住民が医療の途を失うような状況になった場合や、一時に多数の負傷者が発生し、応急的な医療と助産が必要となった場合に、この計画により、被災者の救護保護を図る。

◎　実 施 機 関　　市長（災害救助法適用　→　県知事）

◎　実施担当班　　（総務）　　保健所班
（搬送）　　郡山消防署
（医療、助産）　　郡山医師会・郡山歯科医師会・郡山薬剤師会
（応急救護、搬送）　自衛隊

1　医療救護

（1）　対象者

災害によって、医療の途を失った者

（2）　救護所の設置

市内医療機関での医療措置が確保できない場合、以下により設置する。

①　設置者

ア　保健所班長は、災害の状況により多数の負傷者の発生が予想されるときは、応急的な医療措置を行うため、救護所を設置する。

イ　本部長（市長）は、大規模災害発生に伴い、(ア)で対応が困難な場合自衛隊の派遣による救護所の設置を要請する。

②　設置場所

被災地の最寄りの避難所等で、安全を確保できる建物内に設置する。

③　医療救護班の編成及び派遣

保健所班長は、所属の指定職員を連絡員に充て、郡山医師会等の協力を得て、医師、看護師等で編成する医療救護班を救護所へ派遣する。

④　医療措置

ア　軽傷者手当て

イ　医療機関への振り分け

ウ　医療相談

エ　助産

オ　その他必要な措置

⑤　搬　送

郡山消防署は、収容可能な医療機関を把握し、救護所の要請に基づき必要な医療機関に搬送する。

⑥　救護所で用いる災害時医薬品

県が行う福島県災害時医薬品等備蓄供給体制において、郡山市保健所が必要に応じ供給要請を行う。

（3）　医療実施の期間

災害発生の日から14日以内

（4）　保健師及び栄養士等による健康管理の実施

保健所班長は、被害が著しく、被災者の避難生活が長期にわたると判断される場合、被災者の身体的、精神的ケアを図るため、県及び関係機関等の協力を得ながら避難所等において保健師及び栄養士等による巡回健康・栄養相談及び指導、精神科医等によるメンタルヘルスケア（相談）を実施するとともに、避難をしていない被災者については、必要時家庭訪問を実施し、健康相談等に応じる。また、必要に応じ、県に対し、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）派遣の協力を要請する。

（5）　報　告

救護所及び健康管理実施状況を速やかに実施機関へ報告する。

※助産については、災害救助法を適用する。

（6）　対応能力を超える多数傷病者発生時の活動体制

保健所班長は、災害発生時により、市内医療機関や救護所の対応能力を超える多数傷病者が発生するおそれがある場合、県や関係機関などに対し、県内災害拠点病院から災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）や医療救護班派遣の協力を要請する。保健所班は、県と緊密に連携して派遣された災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の配置調整等を行う。

また、医療救護が長期化するおそれがある場合には、保健所班長は、県に対し、日本医師会災害医療チーム（ＪＭＡＴ）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医療機能推進機構、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣の協力を得て、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るよう要請する。

①　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の業務内容

ア　情報収集及び関係機関との調整

イ　各ＤＭＡＴ本部における統括及び本部業務

ウ　被災地内病院における診療等（病院支援）

エ　消防機関と連携した救護所等における緊急処置等（現場活動）

オ　被災地内における患者搬送、診療（域内搬送）

カ　被災地内では対応困難な重症患者に対する医療を目的とした航空搬送拠点臨時医療施設（ステージんぐケアユニット：ＳＣＵ）での診療、施設の運営及び被災地外への航空輸送（航空輸送）等

②　医療救護班の業務内容

ア　診療（死体検案・身元確認を含む。）

イ　応急処置、その他の治療及び施術

ウ　分娩の介助及び分娩前後の処置

エ　薬剤又は治療機材の支給

オ　医療施設の搬送要否（主に重篤患者）の決定

カ　看護

キ　その他医療救護に必要な措置

2　人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、被災地内における人工透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第12節　防疫計画　【保健福祉部・農林部・都市整備部】

災害時における被災地の衛生条件悪化に伴う感染症の予防等を、この計画により実施し、被災者の健康の保持を図る。

◎　実 施 機 関　　市長

◎　実施担当班　　（総務、感染症等防疫）　保健所班

（衛生・健康調査）　保健所班、地区本部

郡山医師会

（家屋消毒）　農業政策班、園芸畜産振興班

◎　応援協力班　　農業政策班、園芸畜産振興班、農地班、林業振興班、総合地方卸売市場管理事務所班、都市政策班、区画整理班、公園緑地班、開発建築指導班

1　発生時の防疫体制の樹立及び情報連絡

実施機関は、災害の状況に応じて臨機に防疫作業ができるよう警戒体制又は非常体制をとるとともに、県と一体的活動ができるよう被害状況の把握及び報告を行う。

被害状況の把握及び報告

（1）　市は被害の状況を、迅速、かつ、的確に把握しなければならない。

（2）　市において被害状況を把握したときは、速やかに実施機関に報告する。

2　災害防疫活動

（1）　実施機関

①　被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、予防接種法第６条による場合は、知事が行う。

②　市で措置不可能の場合は、近接市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。

（2）　市の業務

実施機関は、県の業務と一体となり、おおむね次の業務について防疫活動を行う。

①　実施業務

ア　清潔方法の実施について

災害防疫実施要綱（昭和40年衛発302号）により速やかに清潔方法（ごみ及びし尿の処理）を実施すること。

イ　消毒方法の実施について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定により、保健所班長の判断に基づき実施する。

浸水した家屋は、細菌やカビの繁殖により感染症が発生するおそれがあることから、清掃と乾燥の徹底を広報及び指導する。床下や庭の消毒は原則不要であるが、状況に応じて必要な対応を行う。

ウ　ねずみ族、昆虫等の駆除について

災害時におけるねずみ族、昆虫等の駆除は、感染症の予防及び感染症の患者に対

する医療に関する法律第28条の規定により、保健所班長が定めた地域で実施する。

エ　生活の用に供される水の供給

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第３１条第１項の規定により、生活の用に供される水について、その管理者に対し、その使用又は給水を制限し、又は禁止を命じたときは、市長は、同条第２項の規定に基づき速やかに当該生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

実施方法は、第９節給水計画に基づき実施する。

オ　患者等に対する措置

被災地において、感染症患者が発生したときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、速やかに適切な措置をとらなければならない。

カ　避難所の防疫指導等

便所等の衛生管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び指導を行うとともに、感染症流行状況を把握し、感染拡大を防止する。

キ　防疫作業日誌を作成する。

②　災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した後、速やかに防疫内容について実施機関へ報告する。

（注）　災害防疫に要した経費は、他の防疫活動に要した経費とは明確に区分し、国に対し補助金の申請を行う。

第13節　清掃計画　【生活環境部・上下水道局】

災害によって排出された一般廃棄物を、この計画により迅速、適切に処理し、被災者の生活環境保全を図る。

◎　実 施 機 関　　市長

◎　実施担当班　　（総務）　　環境政策班
（調査）　　環境政策班、地区本部
（一般廃棄物）ごみ　３Ｒ推進班‥‥市委託業者
災害協定締結団体
（一般廃棄物）し尿　３Ｒ推進班‥‥市許可業者
災害協定締結団体

１　収集体制の確保

大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努め、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

このため、あらかじめ廃棄物処理業者及び災害協定締結団体等に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整備するとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

２　調　査

（１）　廃棄物調査

３Ｒ推進班長及び地区本部長は、指定職員２名をもって、管内一般廃棄物排出状況を調査し、環境政策班において取りまとめる。

●調査項目

①　一般廃棄物の排出量と必要車両台数
②　浸水便槽数と予想汲取量
③　必要仮設便所数

（２）　一般廃棄物処理施設調査

３Ｒ推進班長は、指定職員をクリーンセンター等、一般廃棄物処理施設に派遣し、被害状況を調査の上、環境政策班長に報告するとともに、処理能力の復旧保持に着手する。

●調査項目

①　処理能力
②　被害状況及び被害見積額
③　応急復旧工事に要する概算見積額

３　報　告

（１）　ごみ、し尿について３Ｒ推進班長が被害状況を集約し、環境政策班長に報告する。

（２）　環境政策班長は、次の事項について、福島県総合情報通信ネットワークシステムを使用し、県に報告する。

●報告事項

①　一般廃棄物処理施設被害状況並びに被害見積額

②　応急復旧工事に要する概算見積額

③　一般廃棄物処理能力の確保状況

④　一般廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

4　一般廃棄物（ごみ）の処理

（1）　実施主体

３Ｒ推進班

（2）　収集方法

①　３Ｒ推進班長は、市有車両及び市委託業者の車両により収集する。

②　その被害の状況により、相当数の車両を必要とする場合は、市と災害協定を締結した団体に委託し収集する。

（3）　処分の方法

収集した一般廃棄物（ごみ）は、原則として市クリーンセンターで焼却処分するほか市埋立処分場で埋立処分する。

（4）　仮置場の設置

①　災害の状況に応じ、公共施設等を活用して仮置場を設置する。

②　設置に当たっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう分別保管し、また周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入導線等を検討する。

5　一般廃棄物（し尿）の処理

（1）　実施主体

３Ｒ推進班

（2）　し尿の収集

① 災害の状況に応じて、家庭便槽の漏水や破損等で緊急に、し尿の収集を市許可業者及び災害協定締結団体に委託し、収集する。

②し尿収集車両等が不足すると思われる場合には、近隣市町村へ応援要請を実施する。

（3）　し尿の処理

収集したし尿は、原則として富久山衛生処理センターで処理する。

なお、衛生処理センターにおいて処理能力を確保できない場合は、生活環境部長は上下水道局長に処理について協議する。また、本市の処理施設能力を超える部分については、適切な貯留槽を設置し、薬品投入等環境衛生に影響を及ぼさないよう処理するか、近隣市町村に協力を要請する。

（4）　仮設便所の設置

災害が発生し、便所の使用が困難な家庭が多数生じた場合は、仮設便所を設置する。

設置については、市内業者からの借り上げ及び広域応援体制により対応する。

①　仮設便所は、公衆便所、公共施設からの距離、人口密度、被害状況等を考慮して設

置する。

② 設置場所は、避難所等とする。

③ 仮設便所の汲取りは、原則として１日１回行う。

6　国への廃棄物処理要請

大規模な災害によって市域内に膨大な廃棄物が発生し、国が指定する廃棄物処理特例地域に指定された場合において、市は被災状況を勘案した結果、市域内の災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理することが不可能と判断したときは、災害対策基本法第86条の５に基づき、国に対し、災害廃棄物の処理を要請するものとする。

第14節　遺体の捜索、収容、埋葬計画

【総務部・生活環境部・消防本部】

災害により、既に死亡していると推定される者の捜索及び収容並びに埋葬の万全を図る。

◎　実施機関　　市長（災害救助法適用　→　県知事）

◎　実施担当班　　（捜索協力）　　郡山消防署、消防団

（収容、処理、埋葬）　環境政策班

（検案）　　警察医、郡山医師会

1　遺体の捜索

（1）　対象者

災害によって、現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況により既に死亡していると推定される者

（2）　捜索活動

市、郡山消防署及び消防団は、県警察機関が行う捜査活動に協力し、災害による行方不明者の早期発見を図る。

（3）　報　告

①　捜索中に遺体を発見した場合は、直ちに所轄の警察署へ報告する。

②　捜索実施のつど、その状況を死体捜索状況記録簿に記入し、県へ報告する。

（4）　整備帳簿等

- 死体捜索状況記録簿
- 死体捜索用機械器具燃料受払簿
- 死体捜索用機械器具修繕簿
- 死体捜索費関係支払証拠書類

2　遺体の収容

（1）　収　容

環境政策班長は、郡山消防署、消防団等の協力を得て、遺体を一時保管に適当な施設に収容する。ただし、身元が判明し、引取人があると認められるときは、死体処理台帳に記載の上、引渡すものとする。また、身元が不明である場合は、遺体の撮影を行い、遺品等を整理して納棺の上、その性別推定年齢・遺品等を死体処理台帳に記載し、遺体安置所等に掲示する。

（2）　警察による検視

遺体を発見又は収容した際は、直ちに警察署に届出し、検視を受ける。

3　遺体の処理

（1）　対象者

災害によって死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、遺体の洗浄縫合、消毒等の処置、遺体の一時保管、検案を行うことができない死体

（2）　遺体の処置及び検案

環境政策班長は、保健所班長を通じて、郡山医師会等に医師の派遣を要請し所属の指定職員とともに遺体安置所等において、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案を行う。なお、必要に応じ、葬祭業者の雇用又は地元住民の協力を得て行う。

（3）　遺体の引受け

環境政策班長は、警察署から遺体の引渡しの通知を受けたときは、直ちに職員を派遣し、引受ける。

身元判明者については、死体処理台帳に記載の上、引受人に引渡す。

身元不明者については、一時保管する。

（4）　遺体の処理期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。

（5）　整備帳簿等

- 救助実施記録日計表
- 死体処理台帳
- 死体処理費関係支出証拠書類

4　遺体の埋葬（火葬）

（1）　災害時に死亡した者に対し、その遺族等が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者に遺族がなく、埋葬を行うことができない場合に、応急的な措置として埋葬を行う。

（2）　埋葬の方法

環境政策班長は、火葬台帳に記入の上、東山悠苑において火葬に付すこととするが、死亡者が多数出て、火葬できない場合や被災等により火葬が困難な場合においては、県や近隣市町村の協力を得て火葬を行う。なお、火葬後も引取人のない焼骨は東山霊園無縁塔に埋蔵する。

注）被災地以外に漂着した死体のうち、身元が判明しないものの埋葬は、行旅死亡人取扱いとする。

（3）　埋葬の期間

災害の発生の日から10日以内。

（4）　整備帳簿等

- 埋葬台帳
- 埋葬費関係支出証拠書類
- 火葬台帳

第15節　住居障害物の除去計画　【建設交通部・生活環境部】

災害時に、土、石、立木及び災害を受けた工作物等障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等災害応急措置を迅速、的確に実施する。

1　実施機関

災害時における障害物の除去は、市長（本部長）が行うものとし、災害救助法が適用された場合は県知事が行うが、県知事から委任された場合又は県知事による救助の余裕がない場合は、県知事の補助機関として市長（本部長）が行う。

2　除去の対象

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、障害物の除去を早急に実施しなければならないものを対象とする。

（1）　居間、炊事場等、日常生活に欠くことの出来ない場所に障害物が運ばれているか、又は屋敷内に運びこまれているため、家の出入りが困難な状態であること。

（2）　自らの資力をもっては、障害物の除去ができない者

（3）　住家が半壊又は床上浸水を受けた者

（4）　応急措置の支障となるもので、緊急を要する場合

（5）　災害救助法が適用された場合は、県の実施基準に基づき行うもの。

3　除去の方法

宅地内の障害物は住民が市で指定した場所に除去する。ただし、自ら除去することができない障害物は、道路維持班、３Ｒ推進班及び消防団が除去搬出する。

（1）　工作物等の保管（災害対策基本法第64条）

所有者不明の工作物は、所有者が判明するまで災害対策本部が指定する場所及び行政センター等に保管し、保管を始めた日から14日間その工作物等を公示する。

（2）　障害物の売却及び処分（災害対策基本法施行令25～27条）

保管した工作物等が滅失し又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用並びに労力を要するときは、その工作物を売却し代金は保管する。売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行う。

（3）　車両、機材調達先　‥‥　建設業協会等建設業者

（4）　整備帳簿類

①　救助実施記録日計票

②　障害物除去該当者調

③　障害物除去該当者選考調書

④　障害物除去の状況記録簿

⑤　障害物除去支出関係書類

第16節　緊急輸送計画　【総務部・財務部・建設交通部・都市整備部】

災害時において、被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、災害応急対策要員等の移送、災害応急対策用資材、生活必需物資の輸送の迅速を期するため、災害の範囲及び状況を総合的に勘案し実施する。

1　輸送方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

（1）　輸送手段

①　車両による輸送
②　航空機による輸送
③　人力による輸送
④　船舶による輸送
⑤　二以上を用いる輸送

（2）　整備帳簿類

①　救助実施記録日計票
②　輸送記録簿
③　燃料及び消耗品受払簿
④　修繕費支払簿
⑤　輸送費関係支払証拠書類

（3）　災害救助法が適用された場合は、県実施基準に基づき行う。

2　緊急輸送路の指定

県において災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、次の緊急輸送路を指定している。

市は、市域内における緊急輸送を実施するため、県が指定した緊急輸送路と、市災害対策本部、地域ごとの防災拠点施設等の主要な防災施設を結ぶ緊急輸送ルートの指定、整備に努めるものとする。

（1）　第１次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線

（2）　第２次確保路線

県地方災害対策本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路

（3）　第３次確保路線

第１次、第２次確保路線以外の緊急輸送路

3　緊急輸送路の確保

（1）　路線確保の順位

各道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、第１次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。地域によって第１次確保路線から確保することが困難な場合は、第２次確保路線以下の路線から確保する。

なお、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

（2）　運転者等に対する車両移動の措置

各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

なお、運転者がいない場合等においては、各道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

4　車両による輸送

道路交通が不能となった場合を除き、車両により迅速確実な輸送を行う。

（1）　人員、物資の優先輸送

①　人員の輸送

災害時において優先輸送される人員は、救出された被災者、災害対策本部員、消防機関の職（団）員、公共施設の応急復旧作業員、災害応急措置を行う要員等とする。

②　物資の輸送

物資輸送について災害の範囲、実態を勘案し、県及び関係機関と密接な連絡調整を行い決定するが、緊急物資として優先輸送するのは食料品及び飲料水、医薬品及び防疫物資、生活必需品、災害復旧用資材、車両用燃料等とする。

（2）　車両等の確保

①　担当部班

車両等の掌握、配車については、総務部総務法務班が担当し、行政センターについては、行政センター班が担当する。

②　車両の要請

総務部総務法務班及び行政センター班は、要請があった場合、使用車両を決定し要請者に通知する。ただし、市有車両がない場合には、他の公共団体に属する車両並びに民間営業車両を確保し配車する。

③　車両等確保の協力要請

本部長は、市内で車両等の確保が困難な場合又は輸送上、他の市町村内で車両等を確保することが効果的な場合は、県及び近隣市町村に協力を要請する。また、「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」に基づく輸送手段の活用を図る。

5　航空機による輸送

（1）　航空機輸送の要請

地上輸送がすべて不可能な場合あるいは山間へき地等へ緊急に航空機による輸送の必要が生じた場合は、県を通し航空機輸送の要請を行う。

（2）　ヘリコプター発着又は物資投下可能な地点の選定

別冊　資料編参照

6　人力による輸送

（1）　労務者による輸送

災害のため車両等の輸送が不可能な場合は、労務者による人力の輸送を行う。労務者の確保は、第18節「労務供給計画」に定める。

（2）　自衛隊の要請

総務部総務法務班は、労務者の確保が困難であり物資等の輸送が緊急を要する場合には、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊に対する災害派遣要請は、第21節「自衛隊災害派遣要請計画」に定める。

7　船舶による輸送

湖南地区において災害が発生し、陸上輸送が不可能な場合又は湖上による船舶輸送の方が効率的な場合に、船舶輸送により必要物資の確保を図る。

船舶の借上げ及び応援要請

船舶輸送を必要とする場合は、近接市町村の船舶取扱業者、観光船を借上げるが、確保出来ない場合は、県又は近接市町村に依頼し応援を求める。

第17節　交通施設応急対策計画　【農林部・建設交通部】

災害により、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し若しくは発生するおそれがある場合は、交通の安全と施設の保全のため、又は資材、人員の緊急輸送のために、交通規制及び放置車両の移動その他の応急対策を行う。

1　実施機関

交通規制等の交通応急対策は、次の区分により実施する。

区　分	実施責任者	主　な　実　施　内　容　～法抜粋掲載～
道　路 管理者	国土交通大臣 知事 市長	(道路法第42条) 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように、維持又は修繕し、一般交通に支障を及ぼさないように努める。 (道路法第46条) 道路の破損、欠壊、その他の理由により交通が危険であると認められる場合は、通行の禁止又は制限を行う。 (道路法第68条) 非常災害時においては、災害現場の土地、土石等を使用、収用し、又はやむを得ない場合は、付近の者を防ぎょに従事させることができる。 (災害対策基本法第76条の6) 区間を指定して通行の妨げとなっている車両等の移動及びやむを得ない限度に破損することができる。
警察機関	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 (災害対策基本法第76条の4) 道路管理者に対し、第76条の6に定める車両の移動及び破損を要請することができる。 (道路交通法第４条、第６条) １　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるときは交通の規制をすることができる。 ２　道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合は、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

2　主要交通路の確保

道路管理者は主要な道路、橋梁の実態を巡回調査等により、常に把握して交通の確保に努めるとともに、災害発生の状況に応じて随時迂回できるようあらかじめその代替路線を選定しておく。

3　交通支障箇所の通報・連絡

（1）　道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等の支障箇所について、必要に応じ関係機関に通報又は通知する。

（2）　災害時に道路、橋梁の被害、その他により通行が危険であり、又は混乱している状態を発見した者は、速やかに関係機関に通報する。

4　交通規制等に関する措置

道路管理者、警察、その他の関係機関は、災害が発生した場合、又はまさに発生しようとする場合においては、互いに連携し、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、速やかに次の要領により規制を行う。

（1）　道路管理者

道路施設の被害等により危険な状態が予想され又は発見したとき、あるいは通報により承知したときは、警察機関など関係機関と密接な連絡をとり、所定の道路標識を設置等必要な範囲の規制を行う。

（2）　警察機関

災害発生地における被害の状況を把握、必要な交通規制を迅速かつ的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のため、次により措置する。

①　混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

②　流入抑制のための交通整理、交通規制については、関係都道府県と連絡を取りながら広域的に行う。

③　高速自動車道については、被災地区等を経由する車両を抑制するため、規制区域におけるインターチェンジ等からの流入を制限する。

（3）　交通規制の方法等

①　標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口や、これらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第５条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知する。

※　「標示」の様式（災害対策基本法施行規則第５条　別記様式第２）

備考　１　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

２　縁及び区分線の太さは、１センチメートルとする。

３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

４　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の２倍まで拡大し、又は図示の寸法の２分の１まで縮小することができる。

②　現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する警察官の現場における指示により規制を行う。

③　迂回路対策

公安委員会は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要に応じて、迂回路を設定し、誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

④　広報活動

公安委員会は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ居住者等に広く周知する。

（４）　緊急通行車両に係る確認手続

①　確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第１項の緊急自動車を除く）。

② 確認手続き

知事又は公安委員会（警察本部又は最寄りの警察署）は、車両の使用者の申出により、当該車両が第32条の２第２号に掲げる緊急通行車両であることの確認を行い、緊急通行車両と確認できたときは、災害対策基本法施行規則第６条に規定する標章及び証明書を交付する。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示し、証明書については、当該車両に備え付ける。

※　「標章」の様式（災害対策基本法施行規則第６条　別記様式第３）

備考

1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月、日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

※　「標章」の様式（災害対策基本法施行規則第６条　別記様式第４）

第　　号　　年　月　日 緊急通行車両確認証明書 知　事㊞ 公安委員会㊞			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所		
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

（５）　緊急通行車両等の事前届出・確認手続

①　公安委員会は、緊急通行車両等の需用数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に基づき行う。

②　緊急通行車両の事前届出制度により、届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して令第33条第1項に定める確認を行う。この場合においては、確認のため必要な審査は省略する。

③　公安委員会は、事前届出の申請についての処理、届出済証の交付を受けた者からの確認申請があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図る。

④　公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要領等の周知徹底を図る。

⑤　市においても「緊急通行車両等の事前届出・確認手続き要綱」に基づき市保有の災害応急対策に使用する自動車は、郡山警察署及び郡山北警察署に対し、事前に確認申請を行い、緊急通行車両として、事前届出済の交付を受ける。

５　運転者の執るべき措置

車を走行させている地域に、災害が発生したとき、又は発生したのを知ったときにおける運転者の執るべき措置は次のとおりである。

（１）　走行中の車両は、次の要領により行動する。

①　低速走行に移行するとともに、カーラジオで郡山コミュニティ放送（FM79.1MHz）等により継続して交通情報等を聴取し、その情報に応じて行動する。

②　大規模地震や大雪等の災害時には、道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生じるおそれがあることから、車両を置いて避難するときは、原則、道路外に停車させる。ただし、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

（２）　避難のために車両を使用しない。

（３）　通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させる。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害にならないよう駐車しなければならない。

（４）　前記(３)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

６　警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

（１）　警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し当該車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。

（2）　前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない範囲において車両その他の物件を破損することができる。

（3）　前記(1)及び(2)において警察官がその場にいない場合に、「警察官職務執行法」について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

7　道路の応急復旧

（1）　道路管理者は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施し得るよう被害箇所を速やかに復旧するとともに、その復旧状況を関係機関に報告、通報する。

（2）　応援要請

道路管理者は、応急対策を行うために、災害により不通となっている道路、橋梁を緊急に使用する場合は、他の道路管理者の応援を求めてその道路、橋梁の復旧を図る。

（3）　仮設道路の設置

道路が大部分損壊し、他に交通の方法がない場合、仮設道路、橋梁を設置して応急的に交通の確保を図る。

第18節　労務供給計画　【総務部・生活環境部・保健福祉部・建設交通部】

この計画は、必要な人員を確保し、労務供給体制の万全を図ることにより、災害応急対策を迅速、的確に実施することを目的とする。

1　実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体の活用については本部長が行う。

・実施担当班

（総括）　総務部総務法務班、総務部人事班、行政センター班

建設交通部道路建設班　・・・・・　建設業労務者の雇い上げ

生活環境部環境政策班　・・・・・　清掃・衛生関係労務者の雇い上げ

保健福祉部保健所班　・・・・・　医療助産関係労務者の雇い上げ

2　労務者の雇用

（1）　雇用方法

労務者の雇用は、総務部総務法務班が総括し、各班が市内に居住する建設業者等の協力を受けて雇用する。

（2）　雇用範囲

① 被災者の避難
② 医療助産の移送
③ 被災者の救出のための機械器具資材の操作
④ 救助物資の支給
⑤ 遺体の捜索処理
⑥ その他災害対応に係る必要な業務

（3）　労務者の動員要請

災害の程度により各対策部が労務者を必要とするとき、次の事項を示し、総務部総務法務班に要請する。実施については、各担当班とする。

総務部総務法務班及び総務部人事班は、作業が不可能又は労務員が不足すると判断したときは、県を通じ応援又は派遣の要請を行う。

① 応援を必要とする理由
② 作業の内容
③ 従事場所
④ 労務の種類
⑤ 就労予定期間
⑥ 所要人員
⑦ 集合場所
⑧ その他参考事項

第19節　文教対策計画　【文化スポーツ部・教育総務部・学校教育部】

教育施設の被災、又は小・中学校の児童生徒の被災により通常の教育を実施できない場合、文教施設の応急復旧を行うとともに、被災した児童生徒に学用品等を支給する等応急措置を実施し、教育に万全を期する。

1　実施責任

（1）　市立の小・中学校などの文教施設の応急復旧対策は、市長（本部長）及び市教育委員会において行い、担当は各施設を所管する各班がこれに当たる。

（2）　災害発生に伴う各小・中学校の適切な措置については、学校長が具体的な応急計画を立てて行う。

2　応急措置対策

（1）　休校等の措置

①　授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象状況となった場合、各学校長は学校教育推進班と協議し、必要に応じて、教育課程の変更等の措置をとり、児童生徒の安全確保に努める。帰宅させる場合には注意事項を十分徹底させるとともに、低学年児童等に対しては教師が付き添う等の措置をとる。また、災害によって子ども達が受ける精神的不安を取り除くため専門的相談員や臨床心理士等による指導の強化を図る。

②　登校前の措置

休校等の措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話、その他確実な方法で各児童生徒に徹底させる。

（2）　臨時的教育施設の確保

授業実施のための校舎等の施設の確保は、被害の程度によって次の方法による。

①　校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内運動場等を利用し、なお不足するときには二部制授業等の方法をとる。

②　校舎の全部又は大部分が使用不能の場合

公民館等の公共施設を利用するほか、隣接校の余剰教室を借用する。

③　特定の地区が全体的に被害を受けた場合

応急仮校舎の建設等

利用すべき公共的施設がない場合には、応急仮校舎を建設する等の対策を講じる。

3　教科書及び学用品の調達並びに支給

（1）　調達の方法

①　教科書の調達

被災校の学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づき教科書供給書店に連絡し供給を受ける。また、市内の他の学校並びに他の市町村に対し、使用済みの教科書等の供与を依頼する。

② 学用品の調達

学用品については、県等より送付を受けたものを配布するか、県の指示により調達する。

（2） 支給対象者

住家が、全焼、半焼、全壊、半壊、流失又は床上、床下浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒が、教科書及び学用品等を滅失、又は毀損した場合に支給する。

（3） 給与の方法

学校教育推進班は、各学校長と緊密な連絡を保ち、給与の対象となる児童生徒を調査把握し、給与を必要とする学用品の確保に努め、各学校長を通じて対象者に支給する。

（4） 支給品目

① 教科書

② 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）

③ 通学用品（運動靴、傘、カバン、ゴム靴等）

④ その他、①②③以外の品目については、り災状況の程度等、実情に応じて適宜調達支給する。

4　教科書及び学用品等の給与の費用並びに期間等

教科書及び学用品の給与品目、費用並びに給与期間については、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

5　学校給食対策

学校管理班は、応急給食の必要があると認めたときは、県及び関係機関と協議の上、応急給食を実施する。

ただし、次のような事情が発生した場合、学校給食の一時中止措置についても考慮する。

なお、給食の再開に当たっては、衛生管理に十分注意をする。

（1） 災害が広範囲にわたり、災害救助のため、学校給食施設を使用したとき（この場合、速やかに県教育委員会に報告する。）

（2） 給食施設が被害を受け給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間。

（3） 伝染病その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき。

（4） 給食物資の調達が困難なとき。

（5） その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき。

6　社会教育施設等の応急対策計画

文化財が被災した場合には、応急措置を速やかに実施し、本修理を行う。

（1） 被害の大小に関わらず、文化財の周囲に防ぎょ柵を設けるなどして、現状保存を図れるようにする。

（2） 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに安全措置を優先的に講ずるように

する。

（3）　建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが、被害の程度によっては復旧が可能な場合、部材の保全に留意する。

（4）　美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。美術工芸品の保管場所が破損した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡を取り合い、管理体制及び保管環境が整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

7　社会体育施設の応急対策計画

スポーツ振興班は、常に施設等の防災診断を行い、予防及び応急対策の計画をたて、施設の保全に努める。

8　学校避難所の開放措置対策

学校教育推進班は、各学校長と緊密な連絡を保ち、被災した住民の避難所として有効に活用できる態勢をとる。

第20節　市民相互協力、自主防災組織、民間団体活動計画

【総務部・政策開発部・保健福祉部・産業観光部・農林部】

災害時においては、市民の自発的な防災組織の活動が、被害軽減に大きな役割を果たすことから、発災直後の初期消火や救出救助、避難行動要支援者の避難誘導、避難所運営等を行う。

1　自主防災組織

自主防災組織はコミュニティ活動を促進し、地域における連帯感の向上を図るとともに、防災活動に取り組む。

（1）　地域住民の安否確認、避難場所への誘導、要支援者への援助
（2）　資機材等を使用した救出救護
（3）　バケツ、消火器等を使用した初期消火
（4）　被害等の災害情報収集伝達
（5）　避難所における炊き出しや救援物資の分配

2　各団体による協力業務の内容

（1）　食料、飲料水、その他、生活必需物資の支給等
（2）　医療活動等
（3）　被災者の安否確認、遺体の捜索、収容、身元確認
（4）　身元確認、避難立退き受入、炊き出し等
（5）　異常現象、災害危険箇所発見等
（6）　災害に関する予警報、その他情報等の市民への伝達
（7）　災害時における広報、広聴活動
（8）　災害時における被害の認定
（9）　その他の災害応急対策業務

第21節　自衛隊災害派遣要請計画　【総務部】

災害時における自衛隊の災害派遣要請に関しては、次のとおりとする。

1　災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とする。

また、特に人命にかかわるものについては、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣を要請する。

なお、自衛隊は、災害発生時に特に緊急を要する場合は、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

2　災害派遣要請の要求

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、応急措置を実施するため、知事に対して、自衛隊の災害派遣を要請する。

（1）　災害派遣要請の要求方法

①　市長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、県中地方振興局長を経由して、知事（危機管理総室）へ要求する。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は電話等により、直接知事（危機管理総室）に要求し、事後、文書を送達する。この場合、速やかに県中地方振興局長へ連絡する。

ア　災害の状況及び派遣を要する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

②　市長は、前項の要求ができない場合は、陸上自衛隊福島駐屯地第４４普通科連隊長に対して災害の状況を通知する。この場合、市長は、速やかにその旨を知事に通知する。また、通知を受けた連隊長は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事に通知する。

（2）　勤務時間外及び休日等の連絡体制

勤務時間外、休日等に災害が発生し、自衛隊の派遣が必要となった場合には県、福島県県中地方振興局の宿直員を通じ要請する。

（3）　担当班

自衛隊の災害派遣の要請は、総務部総務法務班が行い、県への連絡は県中地方振興局県民環境部県民生活課に対して行う。なお、派遣活動の初動を迅速にするため、災害の救援が特に緊急を要し、かつ人命の救助に関する場合、本部長は災害地域を所管する警察署長及び建設事務所等関係機関の長と連絡を密にし、直接自衛隊に対し通報するこ

とができる。この場合においては、事後、速やかに県中地方振興局長を経由して、知事に対し災害派遣の手続きを行う。

（4）　要請先

ア　災害派遣統括部隊

所　在　地　　福島市荒井字原宿１
電話　０２４－５９３－１２１２
担　当　者　　第４４普通科連隊第３科長（内線２３７番）
防災無線８１１－２８０－０１
時　間　外　　福島駐屯地当直司令（内線３０２番）
防災無線８１１－２８０－０２

イ　災害派遣隊区部隊

所　在　地　　郡山市大槻町字長右エ門林１
電話　０２４－９５１－０２２５
担　当　者　　第６高射特科大隊第３係主任（内線２６３番）
防災無線８１１－３８０－０１
時　間　外　　郡山駐屯地当直司令（内線３０２番）
防災無線８１１－３８０－０２

3　災害派遣の活動内容

項　　目	内　　容
被害状況の把握	陸上及び上空からの情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
遭難者等の救助	避難指示等が発令され、避難が遅れた市民や孤立状態になった市民の救難・救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動
消火活動	消防車等が入って行けない大規模な山林火災等の空中消火活動
道路・水路等の障害物の排除	道路及び水路の損壊又は障害物等により、通行できない場合の応急処置及び障害物の除去等
医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者・医師・救援活動に必要な人員及び救援物資等の緊急輸送
炊飯・給水	被災者に対する炊飯及び給水活動
救援物資の無償貸与又は贈与	防衛省の管理する物品の無償貸与又は贈与（総理府令（昭和33年総理府第１号）

危険物の保安及び除去	火薬類及び爆発物等の危険物の保安措置及び除去
その他	自衛隊の能力で対処可能なものであり、関係部隊の長と協議して認められたもの。

4　災害派遣部隊の受入れ

本部長は、災害派遣部隊を受入れるときは、部隊指揮官と協議して、他の防災関係機関の活動と重複しないよう緊密な連携を図り、効率的な作業分担を図る。また、自衛隊の支援活動に支障がでないよう十分な措置を講じる。

（1）　派遣部隊との連絡職員を指名する。

（2）　応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

（3）　部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導する。

（4）作業の優先順位を部隊指揮官と協議し決定する。

（5）住民への協力要請（民地の借用等）

（6）　自衛隊の宿泊施設及び車両等の保管場所の準備をする。

5　自衛官の権限

（1）　災害派遣を命ぜられた部隊等は、災害が発生し、または発生しようとしている場合において、市長や警察官がその場にいない場合は、災害対策基本法に基づき、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置を取ったときは、ただちにその旨を市長に通知する。

ア　警戒区域の設定及びそれに基づく立入り制限・禁止並びに退去命令（第63条第３項）

イ　他人の土地等の一時使用等（第64条第８、９項）

ウ　現場の被災工作物等の除去等（第64条第８、９項）

エ　住民等の応急措置の業務に従事させること（第65条第３項）

（2）　災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合は、自衛隊法の規定に基づき警告及び避難等の措置をとることができる。

6　派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって、県中地方振興局長を経由して、知事に報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭、若しくは電話等で要請し、その後文書を提出する。

派遣部隊の撤収を要請する際は、次の事項について十分調整を行う。

（1）　市、自衛隊及び他の関係機関（警察、消防）との調整

（2）　行方不明者の捜索の場合、家族との調整

7　災害派遣に伴う経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担し、その内容はおおむね次のとおりとする。ただし、２以上の市町村域にわたる場合は、関係市町村長が協議して負担割合を定める。

（１）　派遣部隊の救援活動の用に供するため、派遣場所及び宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金

（２）　派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料

（３）　救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び賃借料並びに現地で調達した資機材の費用

（４）　その他、活動に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、市長と派遣部隊等の長との間で協議する。

８　ヘリポートの確保

あらかじめ定められたヘリポート、又は必要に応じヘリポートに選定した発着可能な被災地域の小・中学校の校庭等、広場の着陸地点の風向・風速をあらかじめ電話、その他の方法で県（危機管理総室）に連絡するとともに、次の作業を行わなければならない。

（１）　ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹き流し、又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。

（２）　あらかじめ着陸場の中央に石灰粉で、直径10mのH印を描き、上空よりの降下場所選定に備えるよう努める。

（３）　自衛隊の場外着陸場申請（特に必要に応じ選定したヘリポート）に応じ、当該地の管理者は速やかに場外着陸場使用許可をする。

第22節　公安警備計画　【政策開発部・市民部・建設交通部】

1　災害予防に関する計画

（1）　危険区域等の調査

本部長は、効果的な災害警備活動を実施するため、現地調査を行い、必要な基礎資料を作成するとともに、情報の変化に応じて修正を行い、常に活用できるようにしておく。

①　災害発生が予想される河川、湖沼、ダム及びため池
②　なだれによる危険箇所
③　雨量観測所
④　水位観測所
⑤　爆発、又は引火性のある薬品、油脂類等の製造所、貯蔵所、販売所、取扱所
⑥　毒物、農薬等の製造所、販売所、又は取扱所

2　災害応急対策に関する事項

（1）　災害現場の警戒警備

本部長は、災害の規模態様に応じて警備体制の確立を期するため、警察署と連絡を密にして、次に掲げる必要な措置を講ずる。

①　避難時の誘導
②　残留者の救出、負傷者の救護等
③　一般車両の通行禁止、制限等、緊急輸送確保のための交通規制
④　交通規制に伴う検問所設置等による、交通指導取締り
⑤　災害地域の警戒、被災住民の財産及び復旧資材等の警戒警備
⑥　特別警らの実施と防犯活動
⑦　犯罪捜査活動
⑧　治安情報の収集等

（2）　広　報

広聴広報班長は、第４章第６節「避難救出計画」に基づき、広報活動を行い、心身の安定を図る。

（3）　警戒・警備体制の解除

災害の危険状態が解消、又は発生した災害に対する応急措置が完了したときは、本部長は警察署長と協議して解除する。

第23節　電力施設応急対策計画

東北電力ネットワーク㈱郡山電力センターとの協力体制並びに緊密な連絡により、被災地に対する電力供給に努め、緊急事態に迅速に対処する。なお、電力設備の復旧・予防対策は「東北電力ネットワーク㈱非常災害対策実施基準」による。

また、電気事故防止のため、電気供給設備に次のような異常を発見した者は東北電力ネットワーク㈱の所定の連絡先へ通報する。

１　電柱が倒壊・折損・傾斜しているとき。

２　電線が断線、垂れ下がっているとき。

３　樹木、テレビのアンテナ、煙突等が倒れて電線に触っているとき。

４　電気設備から火花、音響、煙等が出ているとき。

第24節　ガス施設応急対策計画

災害のため、都市ガス及びプロパンガス施設等に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、ガス施設の二次災害防護措置並びに応急措置を講ずる必要が生じた場合には市長はガス供給機関に通知し、その速やかな措置について広報等に努める。

1　応急対策

応急対策の実施については、東部瓦斯㈱福島支社、(社)福島県ＬＰガス協会郡山支部に依存するが、その概略は次のとおりである。

（1）　需要家関係

①　災害により供給に支障をきたすおそれがある場合は、報道機関、広報車等により、その旨を需要家に広報する。

②　供給を停止する場合は、需要家に元栓、ガス栓の閉止を広報する。さらに供給再開に当たっては、導管内のエアーパージを完全に実施し、二次災害の防止を図る。

（2）　導管関係

①　災害時においては、供給ガスの附臭率を増加し、ガス漏えいの発見を容易にし、引火爆発、中毒などの事故防止を図る。

②　導管折損などのために、ガス漏えいが甚だしく、引火による危険がある場合は、付近住民に火気厳禁の措置を講ずる。

③　修理要員を増員し待機させると共に、導管の漏えい箇所に対して早急な措置を講ずる。

④　応急修理後も漏えいガスによる事故防止のための巡回を実施し、特に橋梁、河川の架管部を重点的に調査する。

⑤　災害の規模に応じて他機関の応援を求める他、他機関からの要請のため出動できる態勢を整えておく。

（3）　構内関係

①　製造設備、電力設備、機械設備、ガスホルダー等を点検し、損傷部分は早急に応急修理を施する。

②　電力、水道、通信施設の復旧はもとより、工場の運転に支障のないよう関係機関と連絡を密にする。

③　原料、ガス確保のため関係方面に働きかける。

第25節　特殊災害・大規模火災応急対策計画　【総務部・生活環境部・農林部・消防本部】

1　危険物、高圧ガス及び火薬類貯蔵、取扱施設等応急対策

市及び防災関係機関は、地震等の災害時には、危険物、高圧ガス及び火薬類の貯蔵、取扱施設等の被害状況を速やかに把握し、二次災害の防止に努めるとともに、周辺住民や施設の従業員等に対する被害防止を図るため、次の項目に留意し事業所等に指導を行い被害の軽減を図るものとする。

（１）　危険物及び高圧ガス（可燃ガス）

関係施設の所有者、管理者、占有者は災害が発生した場合には、施設内の使用火気は完全に消火し、施設内の電源は状況に応じ保安経路を除いて切断する。又施設内における貯蔵施設の補強及び保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講ずる。

（２）火薬類

火薬類を貯蔵、又は販売する者は、災害が発生した場合に、貯蔵火薬類を安全な地域への移動の措置をとり、見張りを厳重にしておく。また、移動措置をとることができない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講ずる。さらに火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、内部に防火措置を講ずるとともに、関係機関に通報し、付近住民の避難を依頼する。

2　大規模火災

林野、住宅密集地等において大規模な火災が発生した場合、市及び防災関係機関は相互に連携し、迅速かつ的確に消火活動を実施し、人家被害及び森林資源焼失等の軽減を図る。

（１）　発見及び通報の指導

森林、原野、住宅密集地等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報すること。

また、発生した火災が小規模な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して、初期消火活動に努めること。

（２）　消火・救出活動

①　火災防ぎょ活動

消防本部及び郡山消防署は、消防団、警察、森林管理者、自主防災組織、福島県消防防災航空隊等と連携し、消火活動及び延焼防止活動を実施する。

②　現地指揮本部

火災が大規模で総員出動が必要な場合は、市長を本部長とする現地指揮本部を開設し、消火活動の指揮、被害情報の収集等にあたる。

③　福島県消防防災航空隊に対し、火災現場を上空から偵察するとともに、孤立した負傷者等を発見した場合は、直ちに他の業務に優先して救助活動を行うよう依頼する。

（３）　避難・誘導

①　登山者・来訪者等の退去

森林内に登山者等がいる場合又は建物密集地内に来訪者等がいる場合は、市、消防機関及び警察等は連携して広報車等により広報を行い、速やかに退去するよう呼びかけを行う。

②　住民の避難

市は、林野火災又は建物火災の延焼により付近の住宅等に危険が及ぶおそれがある場合は、避難勧告を行い他の関係機関と協力して住民を安全な場所へ避難させる。

（４）　広域的な応援要請

市長は、林野火災等が隣接市町村に及ぶなどにより、消防本部、郡山消防署及び消防団のみでの消火活動が困難であると判断した場合、次により応援を要請する。

①　相互応援協定に基づく県内の他の市町村への応援要請

②　広域消防相互応援協定に基づく県内の他の消防本部への応援要請

③　県に対する大規模特殊災害時における広域航空消防援助実施要綱又は他県との相互応援協定に基づく消防防災ヘリコプターの応援要請

④　県に対し緊急消防援助隊の応援要請

⑤　県に対し自衛隊の応援要請

（５）　鎮火後の措置

消防機関は大規模火災鎮火後においても再燃に備え、当分の間警戒にあたる。

市は、森林等の所有者又は管理者に対し、焼失した土地が崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行うよう指導する。

また、必要に応じて県及び他の関係機関と広域的に連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画により、迅速及び円滑に大規模な被災地域の復旧作業を行う。

第26節　土砂災害応急対策計画【総務部・建設交通部・消防本部・郡山消防署】

1　大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）の利活用

気象庁が大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１ｋｍ四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

警戒レベル・危険度の色・防災気象情報・避難行動の関係

警戒レベル相当	色が持つ意味	土砂災害に関する情報	住民避難情報	解　　説
５相当	**極めて危険** すでに土砂災害警戒情報の基準に到達	（大雨特別警報（土砂災害））	災害発生情報	既に土砂災害が発生している状況であり、命を守る最善の行動をとる。
４相当	**極めて危険** すでに土砂災害警戒情報の基準に到達	土砂災害警戒情報	避難勧告 避難指示（緊急）	現況で土砂災害警戒情報の基準を超過 極めて危険な状況で、発生するおそれが非常に高い場合、まだ避難していない人は直ちに身の安全を確保する。
４相当	**非常に危険** ２時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	土砂災害警戒情報	避難勧告 避難指示（緊急）	予想で土砂災害警戒情報の基準を超過 非常に危険な状況で、速やかに土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域の外で、少しでも安全な場所へ避難する。
３相当	**警戒** （警報級） ２時間先までに警報基準に到達すると予想	大雨警報（土砂災害）	「避難準備・高齢者等避難開始」	現況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数 土砂災害への警戒が必要で、避難準備をして早めの避難に心がける。
２相当	**注意** （注意報級） ２時間先までに注意報基準に到達すると予想	大雨注意報		現況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数を超過 土砂災害への注意が必要で、今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。
	今後の情報等に留意			現況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未満 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。

2　土砂災害・斜面災害応急対策

（1）　応急対策の実施

ア　土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

イ　市民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、関係機関へ連絡する。

ウ　土砂災害警戒区域・危険箇所等の市民は、避難準備・高齢者等避難開始の段階から自発的に避難を開始することを推奨する。

（2）　要配慮者に対する配慮

土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、上記の消防機関等が避難支援活動を行う。

（3）　土砂災害等の調査

土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

（4）　避難勧告・指示等の実施

土砂災害警戒情報や大雨に関する警報等、並びに被災概要調査の結果により、被害発生及び発生の可能性が高いと見込まれるときは、関係市民にその調査概要を報告するとともに、避難に関する勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

第27節　火山災害応急対策計画

【総務部・農林部・産業観光部・建設交通部・上下水道局・消防本部・郡山消防署】

本計画は、大規模な火山活動による爆発及び火山現象等により、周辺の地域住民や登山者等の危険防止と火山災害の軽減を図るため、火山情報の収集及び伝達、避難等に必要な措置について定める。

1　大規模噴火に伴う大きな噴石及び火砕流・火砕サージの影響範囲及び避難方向

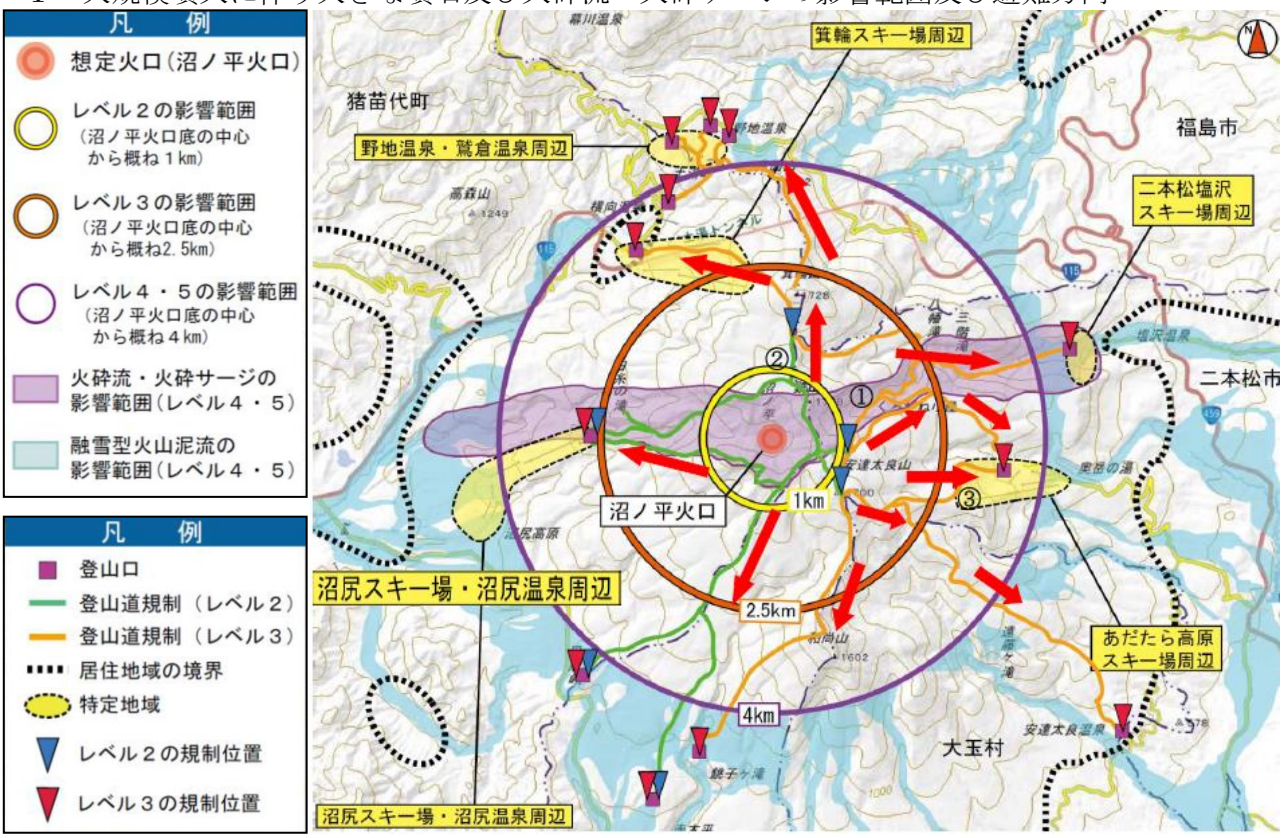

2　災害情報の収集及び伝達

ＩＰ無線機、ファックス等の有効活用により、関係行政センター等との連絡を密にし、情報の収集及び伝達に努める。

（１）　人的被害及び住民被害の状況

（２）　噴火規模及び火山活動

（３）　被害の範囲

（４）　避難道路及び交通の確保の状況

（５）　その他必要と認める事項

3　連携強化

安達太良山の噴火及び火山災害の発生のおそれがある場合に、県及び気象台と、安達太良山の活動に関する情報等の収集、応急対策に係る連絡調整等を行い、相互応援態勢の確立を推進し、避難等の防災対応にあたるため、噴火警戒レベルに応じた防災体制を構築する。それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、噴火警報やその他火山活動に関する情報を交換し、火山活動の状況や被害情報等に

ついて、国、県、関係市町村、火山専門家等と情報を共有し、火山災害応急対応について連携強化を図る。

4　避難誘導及び救出

火山現象の異常が確認され、災害が発生するおそれがあり、登山者等の生命及び身体の保護に対し緊急を要すると認めるとき、又は噴火警報を受けたときは、登山者等に避難勧告等を発令するとともに、入山規制を行う。

また、救出、救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、火山防災協議会（学識者、関係機関）からの技術的な助言・支援を踏まえ、二次災害の防止に万全を期する。

（1）　居住地域における避難対象地域

「安達太良山火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」及び「安達太良山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の火山災害想定に基づき、居住地域における避難対象地域は以下のとおりとする。

居住地域における避難対象地域（降灰後の土石流）

避難対象地域 （降灰後の土石流）	熱海町（石筵、高玉、安子島）、喜久田町（堀之内、前田沢、原、割田）

居住地域における避難対象地域（降灰後の土石流）

避難対象地域 （融雪型火山泥流）	熱海町（石筵、高玉、安子島）、喜久田町（堀之内、前田沢、原、割田）、日和田町高倉（藤坦、深川、高倉、町裏）

（2）　噴火警戒レベルと避難勧告・指示等の発令基準

火口周辺規制、入山規制、避難勧告・指示等の発令基準はおおむね以下のとおりである。

避難勧告・指示等の発令基準と範囲

情報の種類	発令基準	範囲
火口周辺規制	・噴火警戒レベル２（火口周辺規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（沼ノ平火口中心からおおむね１ｋｍの範囲）
入山規制	・噴火警戒レベル３（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生あるいは発生すると予想される場合	気象台が発表する警戒範囲（沼ノ平火口中心からおおむね２．５ｋｍの範囲）
避難準備・ 高齢者等避難開始	・噴火警戒レベル４（避難準備）が発表されるなど、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合	居住地域における避難対象地域及び特定地域（火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）

避難勧告	・噴火警戒レベル５（避難）が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合	居住地域における避難対象地域及び特定地域（火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）
避難指示（緊急）		
警戒区域の設定		災害対策基本法第63条により、市長村長が立入区域を設定

５　噴火時等（緊急フェーズ）の対応

防災体制、情報収集、情報伝達の周知内容（例）、避難所の開設等については、地域防災計画資料編の「第１自然災害　３ 火山　（６）噴火時等（緊急フェーズ）の対応」とおり。

６　救急医療

傷病者に対する応急医療については、「第４章　第11節　医療（助産）計画」による。

７　交　通

避難道路及び被災者の救出救助のための交通路の確保については、「第４章　第16節　緊急輸送計画」、「第４章　第17節　交通施設応急対策計画」による。

第28節　原子力災害応急対策計画【各部・消防本部・郡山消防署】

原子力災害に関し、本市への影響が予想されるとき、又は県から原子力災害に係る特定事象発生等の情報提供があり、必要な対策を実施する必要があるときは、市内の混乱と情報の錯綜を最小限に食い止めるとともに、市民生活及び健康を保持するため、この章の各節に基づき対応するとともに、速やかに次の対策を実施する。

1　情報収集及び周知

（1）　情報の収集提供

東京電力ホールディングス㈱福島第一原子力発電所のほか全国の原子力発電所の状況、市内外の施設等における各種放射線モニタリング結果等を注視するとともに、発生した事象の規模、想定される本市への影響、今後の見通し等について確認できる体制を整備する。

また、国により「緊急時モニタリングセンター（ＥＭＣ）」が設置されるとともに県により緊急時モニタリング計画が作成された場合は、これに従い本市においても各種のモニタリング調査を迅速に行うこととし、併せて市民に情報提供する。

（2）　県からの情報への対応

①　事故発電所からの特定事象発生時の通報、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、その他必要と思われる事項について、福島県総合情報通信ネットワークシステム等により県から伝達された場合、これらの情報を庁内各部へ周知する。

②　暫定的な重点地域外等の安全を確保するため、県内各地方振興局の所在地及び県境付近における空間線量率等の測定結果が福島県総合情報通信ネットワークシステム等により県から伝達されることから、これらの情報を庁内各部へ周知する。

③　ＳＰＥＥＤＩネットワークシステム（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）等による放射性物質の正確な拡散予測は困難とされているが、拡散方向等の情報が提供された場合は、可能な範囲で活用する。

2　応急対策

県内の原子力発電所関係周辺市町村又は茨城・新潟県内の関係市町村に屋内退避及び避難の決定が出された場合や本市も同様の対応が必要となった場合は、次の対策を実施する。

原子力発電所関係周辺市町村 福島県地域防災計画（原子力災害対策編）に規定する13市町村 【いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、 川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村】

（１）　情報収集

国、県等からの情報に基づき、発生した事故の規模、想定される本市への被害、今後の見通し等について最新で正確な情報の収集に努め、速やかに必要な情報を市民に提供する。

（２）　飲食物、生活必需品等の供給

原発事故等発生時には、降下した放射性物質の影響による飲食物の摂取制限等が想定されるほか、県内外からの物資の流通の停止による飲食物や生活必需品等の不足も想定されることから、状況により備蓄品を市民に供給する。

また、「災害時における生活必需物資等の供給協力に関する協定」により、締結業者に協力を要請する。

（３）　スクリーニング及び健康相談等の実施

保健所においては、原子力発電所関係周辺市町村を通過した市民、健康を不安視する市民のために相談窓口を設けるほか、県と協力し原子力発電所周辺市町村からの広域避難者等を対象としたスクリーニングを実施する。

また、必要に応じて被ばく医療提供のための医療機関を紹介する。

（４）　広域避難に対する避難者受け入れ

広域避難に関する協定を締結した被災市町村から、広域避難に対する避難者受け入れの要請を受けた場合は、郡山市地域防災計画第４章第６節「避難救出計画」、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）及び「福島県原子力災害広域避難計画」に基づき、県、被災市町村に協力して、本市施設における避難所開設及び運営等を実施する。

（５）　燃料等の確保

燃料供給について、県、他自治体、及び事業者団体等に広く協力を要請する。

第29節　災害救助法の適用【総務部・政策開発部・生活環境部・保健福祉部・建設交通部・都市整備部・学校教育部・上下水道部】

1　適用基準

災害救助法の適用基準は、市町村ごとに判定が行われるが、原則として同一原因により次に掲げる適用基準のいずれかに該当する被害が発生し、現に被災者が救助を必要とする状態にあるときに、速やかに適用される。

（１）　郡山市の住家滅失数150世帯以上

（２）　福島県内の住家滅失数1,500世帯以上で、郡山市の住家滅失数が75世帯以上

（３）　福島県内の住家滅失数7,000世帯以上で、郡山市内の多数の住家が滅失

（４）　多数の者の生命、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2　住家被害の認定

災害救助法の認定に際しては、住家被害の程度の認定が重要な要素となるが、滅失、半壊等の基準は次のとおりとする。

（１）　住家が滅失したもの

住家が損壊、消失、若しくは流出した場合、その面積が延べ面積の70％以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50％以上に達した程度のもの

（２）　住宅が半壊し、又は半焼する程度に著しく損傷したもの

住家が損壊し、又は流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の20％以上70％未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20％以上50％未満のもの

（３）　住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することが不可能な状態となったもの

3　住家滅失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流出）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については２世帯をもって１世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能となった世帯については、３世帯をもって１世帯とみなす。

4　適用手続き

本市における災害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込がある場合は、市長は直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法適用を知事に要請する。

5　応急救助の実施

災害救助法に規定された救助業務は以下のとおりである。

（１）　収容施設（避難場所、応急仮設住宅）の設置
（２）　炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給
（３）　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
（４）　医療及び助産
（５）　災害にあった者の救出
（６）　災害にあった住宅の応急修理
（７）　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
（８）　学用品の給与
（９）　埋葬
(10)　死体の検索及び処理
(11)　障害物の除去

６　救助費の繰替支弁

災害救助法第30条の規定により、市町村長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、県が作成する「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。